

西興部村過疎地域持続的發展市町村計画

令和3年度～令和7年度

北海道紋別郡西興部村

目 次

1	基本的な事項	1
(1)	西興部村の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	3
(3)	西興部村の行財政の状況	6
(4)	地域の持続的発展の基本方針	10
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	11
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	11
(7)	計画期間	11
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	11
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	13
(1)	現況と問題点	13
(2)	その対策	13
(3)	計 画	13
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	14
3	産業の振興	15
(1)	現況と問題点	15
(2)	その対策	18
(3)	計 画	20
(4)	産業振興促進事項	22
(i)	産業振興促進区域及び振興すべき業種	22
(ii)	当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	22
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	22
4	地域における情報化	23
(1)	現況と問題点	23
(2)	その対策	23
(3)	計 画	24
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	24
5	交通施設の整備、交通手段の確保	25
(1)	現況と問題点	25
(2)	その対策	26
(3)	計 画	27
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	28
6	生活環境の整備	29

(1) 現況と問題点	29
(2) その対策	31
(3) 計 画	32
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	34
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	35
(1) 現況と問題点	35
(2) その対策	36
(3) 計 画	37
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	40
8 医療の確保	41
(1) 現況と問題点	41
(2) その対策	41
(3) 計 画	41
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	41
9 教育の振興	42
(1) 現況と問題点	42
(2) その対策	43
(3) 計 画	44
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	45
10 集落の整備	46
(1) 現況と問題点	46
(2) その対策	46
(3) 計 画	46
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	46
11 地域文化の振興等	47
(1) 現況と問題点	47
(2) その対策	48
(3) 計 画	48
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	49
12 再生可能エネルギーの利用の推進	50
(1) 現況と問題点	50
(2) その対策	50
(3) 計 画	50
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	50
過疎地域持続的発展特別事業一覧表	51

1 基本的な事項

(1) 西興部村の概況

① 西興部村の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

西興部村は、北海道の北東部、オホーツク管内の西北部に位置し、東と北は興部町、南は滝上町、西は上川管内の下川町に接し、北緯44度12分より44度26分、東経142度48分から143度4分の間にある。

北見山脈の北東域に位置する村の地形は、平坦地が極めて少なく、西南に北見山脈が高くそびえ、山系から流れ出る興部川、藻興部川が村内を貫流し、この2河川の流域と支流の小沢に沿って、帯状に緩傾斜の低地があり、農耕地が開発されている。

西興部及び上興部の両市街地と8つの地区集落で形成され、それぞれ自治活動が行われ、農村部では、基幹産業である酪農を中心とした生活が営まれており、大部分は平均 400m程度の標高をもって激しく起伏する山岳地帯である。

西興部村の総面積は308.08km²で、その89%が山林で、そのうち82%を道有林が占め、農用地面積は1,673ha (5.4%) と少ない。

気候は、オホーツク海気圧の影響を受け、概して低温不順で、過去5年間（平成28年～令和2年）の平均気温は5.9℃、年平均降水量989.4mm、年平均降雪量は 531.8cmで最深積雪 103.6cmである。夏は海流の影響を受け濃霧を見ることもあり、長期の低温が多い。



西興部村は、明治34年に上興部原野植民地選定となり36年開放で入植が始まったとされ、最初の定住が認められた翌年の明治37年をもって開拓の起源としている。北海道の中でも開発の遅い地域で、大正14年に当時の興部村から分村して現在の村が形成された。

西興部村分村の大きな原動力は、かつての木材景気と鉄道（名寄線）の開通であった。戦後復興の高度経済成長を背景に村の経済を支え、多くの雇用を生み出した林業・林産業、そして鉱業は資源の枯渇とともに姿を消し、村の主産業であった農業は、低温で日照の少ない冷涼な自然条件のもと、昭和40年代から畑作農業から酪農を中心とした北方型農業への大転換が図られ、農業の近代化と省力化による規模拡大に多くの離農者を生むきっかけとなり、都市部への人口流出が過疎化を招いた大きな要因となった。

若者を中心とする人口の減少は、急激な少子化と高齢化社会を生み、過疎が過疎を呼ぶ悪循環の中にあっても、持続的な地域を形成するため生活環境の整備を着実に進め、簡易水道・下水道・医療施設・保育所・福祉施設・集会施設・消防施設・教育施設など一通りの社会資本整備を終えたところである。また、村の資源を生かした産業づくりは、山菜加工場や楽器材製造などに受け継がれてきたところである。

交通は、国道239号が村の東西を縦貫し、村と滝上町を結ぶ遠軽雄武線と、瀬戸牛峠下から分岐し興部町秋里に通じる中藻興部興部線の道道2路線が他市町村を結ぶ道路網である。車を持たない高齢者の通院や高校通学など、唯一住民の足であったJR名寄本線は平成元年に廃止され、沿線市町村による協議会設置により、名寄・遠軽間のJR名寄線代替バスの運行と道道2路線には村営バスを運行している。また、地域公共交通として、通院、通学、通所、入浴など、目的バスを運行し、住民の足の確保に努めている。

最寄りの都市は、村の中心部から西側最寄りの名寄市、東側最寄りの紋別市までがそれぞれ約50kmで結ばれ、医療、社会、経済と様々な面においてこの両市とのつながりは大きい。

② 西興部村の過疎化の状況

西興部村の人口は昭和10年の4,867人をピークに、昭和35年から昭和55年にかけて急激に減少した。その後の減少は鈍化したものの、平成27年の国調人口は、1,116人となり、ピーク時の4分の1まで減少している状況で、人口減少対策が地域の持続的発展のために急務となっている。

最も過疎化現象が顕著となった昭和35年から55年にかけての人口の減少は、都市部への資本と労働力の集中政策がとられた高度成長期の中で、畑作から酪農への転換に、酪農経営を志向しない農家や零細農家の離農者が相次ぎ村外流出したのがその大きな要因である。

これまでの過疎法のもと、地域の基幹産業である農林業や地場産業の活性化をはじめ、簡易水道や下水道、公営住宅、道路整備など快適な住民の生活環境を整備し、高度情報社会への対応や交流人口の増加を図るべく集客施設の整備、高齢者福祉対策として特別養護老人ホームの増床などを積極的に実施し、安定した産業基盤の確立と生活環境の整備、情報格差の是正、高齢者福祉、

教育文化の振興、交通体系の整備など地域生活に欠かせないインフラの整備やソフト事業の充実に努めてきたところである。

今後はこれら施設の維持管理・更新等に多くの費用が必要になることから、西興部村公共施設総合管理計画に基づき、必要な施設の長寿命化や活用見込みのない施設の廃止、利用実態に応じて複合化・集約化を進める。

地方創生関連事業など施策の効果により、人口の減少はここ数年鈍化傾向にあるが、これは新規就農制度や楽器材工場及び高齢者・障がい者福祉施設の従事者確保に対する奨学金制度の創設や地域おこし協力隊制度による移住・定住対策によるものがその大きな要因であるが、全国的に人口減少が進む中、少子高齢化や都市圏への流出により、過疎化の進行は地域活力の停滞を招く大きな問題である。

③ 社会経済的発展の方向の概要

昭和35年以来、村の産業構造は、大きな変化を示した。すなわち第1次産業の後退が著しく、反面第2次・第3次産業の比率が高まったことである。しかし、この構造変化は、第2次産業の拡大や都市の拡大による第3次産業の拡大としてではなく、第1次産業に圧倒的比重を持っていた農業者の離農による構造変化である。第2次産業のうち、建設業は日本経済の高度成長での公共投資の増加の恩恵でもあり、離農者の一部がこれに吸収されたことは言うまでもない。第3次産業のサービス業の比率の増加は商業等の減少に対し、社会福祉施設の設置や公設民営宿泊施設建設による就労人口の増加が最大の要因である。

地域が持続するためには、現在ある雇用を維持・拡大するとともに、人材の確保に努める必要がある。また、新たな雇用の場を創出するためには、地域資源を活かした新たな産業を創造する必要があり、様々な支援体制を構築することが重要である。

人口減少対策としては、オホーツク紋別空港は、車で約1時間の距離にあり、羽田空港へのアクセスも比較的良いことから、首都圏を対象にテレワークや二地域居住の誘致、観光PR等を通じて、交流人口の増加を入口に将来的な移住に結び付ける必要がある。

地域の持続的発展に向けては、国や道などの各種計画のほか、北・北海道中央圏域定住自立圏共生ビジョン、各種期成会等との整合性を図る必要もあり、関係機関と連携して地域の活性化に取り組む必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と動向

本村の人口は、大正14年の分村以来、昭和37年頃まで4,000人台を維持していたが、それ以降は表1-1(1)のとおり減少の一途をたどり、平成27年の国勢調査では1,116人と昭和10年の4,867人の4分の1以下となっている。

昭和35年以降の人口の推移を見ると、昭和35年から昭和50年までは△2,288人、△53.6%、昭和50年から平成2年までは△667人、△33.7%、平成2年から平成17年までは△86人、△6.6%、平成17年から平成27年までは△194人、△8.8%と、それぞれ大幅な減少となっている。

これは村の産業基盤であった農業従事者の離農、転出が大きな要因であり、高度成長期の資本、労働力の都市部集中によるものである。比較的子供の多い農家が村外へ流出することにより、14歳以下の年代の急激な減少にもつながった。

平成2年度以降の人口減少は鈍化傾向を示し、平成7年から平成12年までは61人、4.9%の増となり、福祉施設の整備等により増加に転じたこともあったが、全体として依然減少傾向は続いている。

出生率の低下や高齢者の増加により自然減の傾向が強まり、高齢化率は昭和35年で6%であったものが、平成27年には32.9%と全国・全道平均を上回っており、高齢者がいつまでもこの地域で生活できる環境の整備が求められている。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

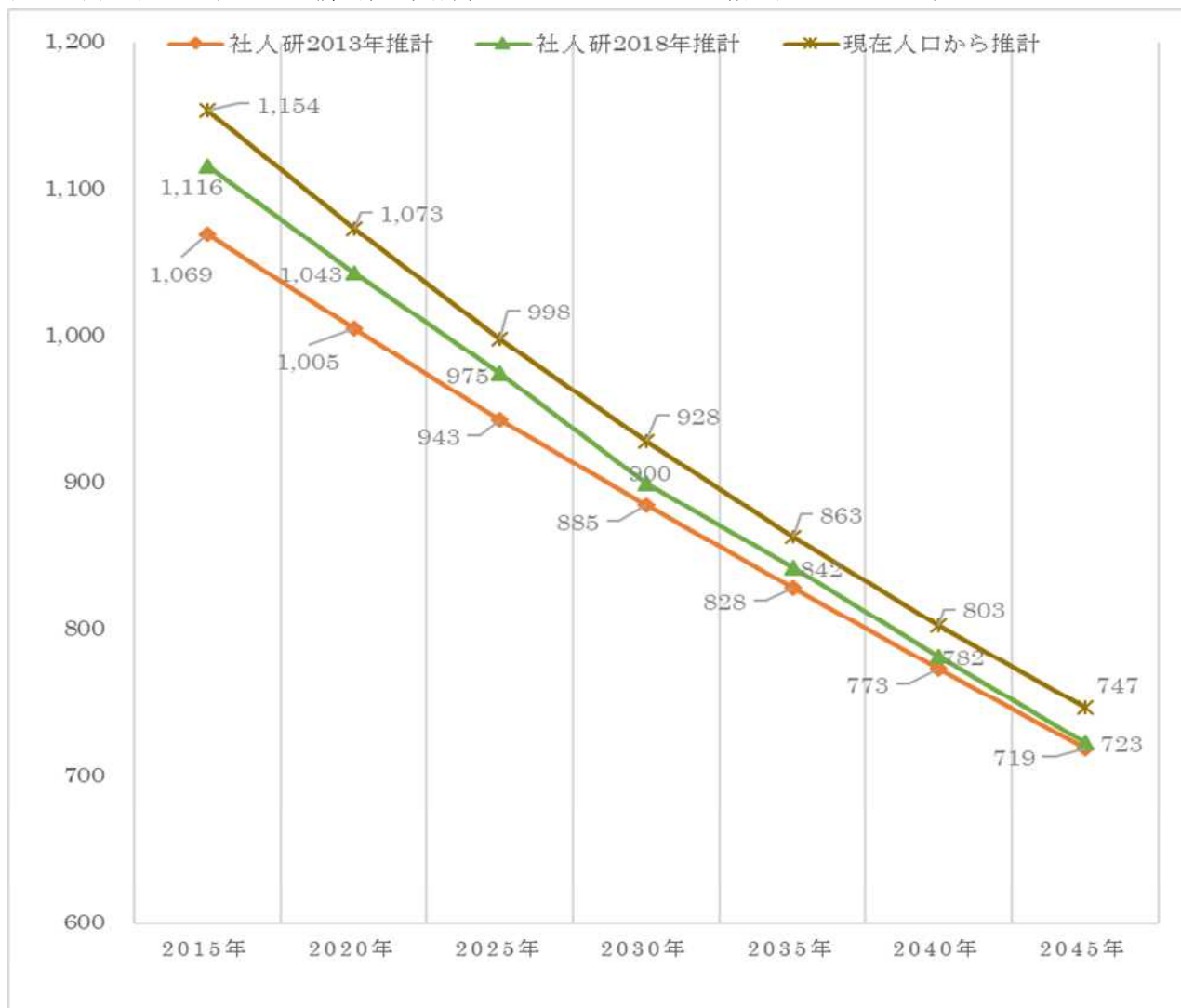
区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
人口総数	人 4,265	人 1,977	% -53.6	人 1,310	% -33.7	人 1,224	% -6.6	人 1,116	% -8.8
0歳～14歳	1,726	432	-75.0	199	-53.9	130	-34.7	119	-8.5
15歳～64歳	2,285	1,333	-41.7	793	-40.5	711	-10.3	630	-11.4
うち15歳～29歳(a)	899	372	-58.6	158	-57.5	209	32.3	134	-35.9
65歳以上(b)	254	212	-16.5	318	50.0	383	20.4	367	-4.2
(a) / 総数 若年者比率	21.1%	18.8%	—	12.1%	—	17.1%	—	12.0%	—
(b) / 総数 高齢者比率	6.0%	10.7%	—	24.3%	—	31.3%	—	32.9%	—

将来人口推計については、表1-1(2)のとおりで、2015年時点における実績値は1,154人で、「国立社会保障・人口問題研究所」の2013年の1,069人及び2018年の1,116人の2つの推計値を上回っている。

これは移住施策として、新規就農者支援、福祉施設人材確保支援、地域おこし協力隊制度の活用、子育て支援策の充実など、様々な施策の効果によるものである。

地域が持続するためには一定程度の人口規模が必要であり、施策の効果によって自然減の幅を小さくし、また社会動態はプラスに転じさせるなど、推計値よりも人口減少をいかに鈍化させるかが最重要課題である。

表1-1(2) 人口の見通し（第2期西興部村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン）



② 産業の推移と動向

平成27年国勢調査による産業別就業人口は、第1次産業110人（20.0%）、第2次産業99人（18.0%）、第3次産業341人（61.9%）であり、第3次産業が占める割合が過半数を占めている。

就業者総数は、昭和35年には、1,860人に対し、平成27年には551人となり55年間で、1,309人（70.4%）の減少となっている。

地域が持続するためには、雇用の場の維持・確保が重要であるとともに、小規模であっても地域資源を活用した新たな産業の創造により、労働者人口を減らさない努力が必要である。

ア 第1次産業

第1次産業のうち、酪農業への従事者が約8割を占め、法人化や経営規模の拡大等により、経営の安定化と経営基盤の強化を図っている。

今後も経営者の高齢化や後継者の不在等により離農が見込まれることから、引き続き新規就農者の確保に向けた対策を取る必要がある。また、労働力の確保に向け、外国人労働者の受入を引き続き行うなど、基幹産業の維持・発展に向けた取組が重要である。

イ 第2次産業

第2次産業のうち、製造業が約7割を占めており、楽器工場、山菜加工場、TMRセンターの3事業所が操業している。

特に楽器工場は若い従業員が多く、世界的ブランドのギターを製造していることから、全国から従業員が集まり、若年層の雇用の場として地域を支えている。

第2次産業は、加工の技術によって商品の付加価値を高め、域外から資金を稼ぐことができるため、地域経済循環を高めるには、生産の効率性を図るための設備改修等への支援や地域資源を活用した特産品開発・製造を目的とした起業の支援も行う必要がある。

ウ 第3次産業

第3次産業のうち、障がい者支援施設、特別養護老人ホーム、デイサービス、ケアハウスなど、福祉関連従事者が3分の1を占めており、地域にとって大きな雇用の場となっている。

福祉関連の従事者は全国的に不足しており、利用者にサービスの提供を維持していくためには、人材の確保が重要であり、引き続き奨学金制度などの支援を行う必要がある。

(3) 西興部村の行財政の状況

① 行政の状況

本村は、大正14年、現興部町から分村した。村の行政機構は、別図のとおりである。広域行政では、昭和45年7月13日に指定された遠紋地区広域市町村圏に属し、広域行政のうち一部事務組合は、紋別地区消防組合と西紋別地区環境衛生施設組合がある。平成23年には、名寄市・士別市が中心市宣言を行い、上川・宗谷管内の10町村とともに北・北海道中央圏域定住自立圏形成協定を締結し、圏域での必要な生活機能を確保し、定住の促進を図っている。

また、西紋別地区総合開発期成会やオホーツク圏活性化期成会での国や北海道などへの要請活動を通じて地域の課題解決に継続して取り組む必要がある。

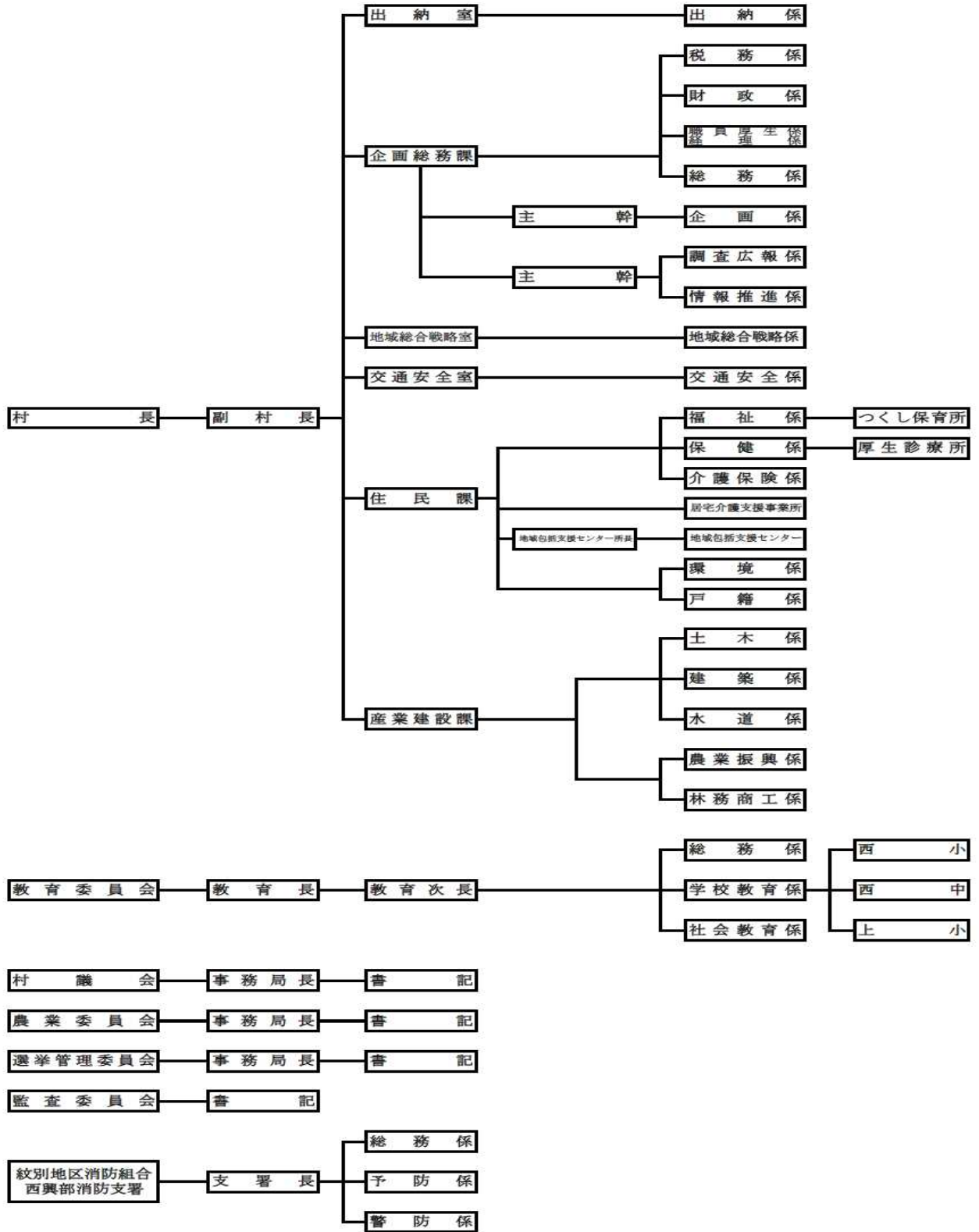
自治体を取り巻く環境は常に変化しており、急速に進むデジタル化への対応や脱炭素化、地方創生への取組、さらには新型コロナウイルス感染症対策など、迅速かつ柔軟な対応が求められている。

地域においては、住民の価値観やニーズはますます多様化・高度化しており、持続可能な地域を目指し、人口減少対策、人材の確保、買い物・交通弱者対策、GIGAスクール構想への対応など、こうした動きにも対応でき、計画的で効率的な行政が求められている。

[本村が受けている地域指定の状況]

①過疎地域 ②山村振興地域 ③特別豪雪地域 ④特定農山村地域 ⑤農業振興地域

西興部村行政組織図（令和3年4月1日現在）



村職員の年齢構成は、近年の退職者の増加により行政経験が浅い若年層が中心となる構成となることから、法制執務や政策形成能力の向上、職責に応じた研修など、行政職員として必要な研修の受講や現状の体制を維持するため、職員採用などを計画的に行い、将来の行政運営の不安解消を図る必要がある。また、土木や建築の技師、保健師など専門職の確保に苦慮しており、魅力ある地域づくりを通じて、人材の確保に努める必要がある。

② 財政の状況

本村の財政規模は、平成22年度が28億9,322万6千円、平成27年度が24億7,106万8千円、令和元年が28億8,996万2千円となっており、令和元年度と平成22年度を比較すると、△326万4千円（△0.1%）と横ばいとなっているが、歳出面においては、義務的経費が平成22年度の10億3,933万7千円に対し、令和元年度は12億8,190万9千円と2億4,257万2千円（23.3%）の増加となっており、経常収支比率が高く、また投資的事業の増加により実質公債費比率も高く、財政の硬直化が見られる。

類似団体と比較して財政力指数が下回る本村は、自主財源に乏しく地方交付税に依存する財政構造であり、長期的な財政状況をしっかり見据え、硬直化した財政の健全化を図る必要がある。

現在の逼迫した国の経済状況の中で、今後も人口の少ない市町村ほど厳しい状況は続くことが予想されるが、村債発行の抑制による村債残高の抑制と将来的な村政運営を見越した基金の確保を図り、限られた財源を有効に活用し、「村民の夢叶う村づくり」に向けて果敢に挑戦し、地域が持続するために効果的な施策を創造し続けることが重要である。

表1-2(1) 市町村の財政状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳 入 総 額 A	2,893,226	2,471,068	2,889,962
一般財源	1,608,333	1,571,198	1,431,757
国庫支出金	466,541	135,511	93,091
都道府県支出金	126,649	218,217	93,910
地方債	414,235	205,734	471,924
うち過疎対策事業債	129,000	121,900	437,900
その他	277,468	340,408	799,280
歳 出 総 額 B	2,837,836	2,376,656	2,856,095
義務的経費	1,039,337	906,401	1,281,909
投資的経費	827,580	458,843	550,111
うち普通建設事業費	827,580	457,955	550,111
その他	970,919	1,011,412	1,024,075
過疎対策事業費	201,682	329,653	646,048
歳入歳出差引額C (A-B)	55,390	94,412	33,867
翌年度へ繰越すべき財源 D	9,566	58,123	3,740
実質収支 C-D	45,824	36,289	30,127
財政力指数	0.09	0.08	0.10
公債費負担比率	28.6	22.7	37.8
実質公債費比率	16.6	10.6	16.2
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	79.9	79.9	97.3
将来負担比率	-	-	-
地方債現在高	3,613,862	4,035,016	4,069,306

(地方財政状況調)

③ 施設整備水準等の現況と動向

村道の令和2年度末の改良率は68.6%、舗装率は36.2%と整備が進んでいる。冬期間の除雪は30.4kmを民間委託方式で確保している。

簡易水道の普及率は、99.8%とほぼ普及しており、下水道の普及などにより水道水の需要が増加し、平成18年に浄水場の整備など簡易水道の拡張整備を実施した。今後は、下水道施設の長寿命化に向けた改修等が必要となってくる。

山間地域で電波事情が非常に悪いことから、村内全世帯への光回線の敷設やマルチメディア館などの整備を行い、難視聴対策を行っている。

労働者人口の確保と移住・定住を図るためには、住環境の整備が必要であり、本村は民間の賃貸住宅が非常に少ないことから、単身者用や世帯向けの公営住宅の整備を行っている。

産業施設は、道内2箇所の中の1つである猟区を取組と連動したエゾシカの解体・処理加工施設である鳥獣処理加工センター（ワイルドミート）の整備や基幹産業である酪農における課題解決と再生可能エネルギーの活用などを目的に畜産バイオマスプラントを整備し、雇用の創出など地域経済の活性化に貢献している。

義務教育施設は、小学校2校・中学校1校・給食施設1棟を整備している。小学校2校は、昭和53年と平成2年にそれぞれ大規模改修を終え、中学校は平成15年に新築整備され、平成20年からは全校の耐震化を進めてきた。また、給食施設は、昭和62年度に新設し、村内3校の児童・生徒に供給していたが、老朽化対応として平成21年に改築を終えた。

社会教育施設は、公民館、体育館、プールなどを整備しており、村民の生涯学習や健康維持・体力向上に利用されている。

社会福祉施設は、保育所や子育て支援センター「里住夢」、デイサービスセンターなどを整備し、特別養護老人ホーム、ケアハウス、障がい者支援施設は民間が運営を担っている。

医療施設は、村立診療所1ヶ所・歯科診療所1ヶ所を有し、平成元年に、村立診療所・歯科診療所をそれぞれ改築した。上興部地区は道立診療所が廃止されたことにより、平成8年から通院バスを村営で運行し対応している。

観光施設としては、活性化センター「森夢」、森の美術館「木夢」、道の駅「花夢」、森林公園などがあり、集客施設として交流人口の増加に寄与している。

その他地方創生拠点整備交付金により、買い物弱者対策として整備した地域商業施設や地域資源の有効活用を図り、特産品開発・商品化に繋げるエゾシカ皮なめし工房なども地域にとって重要な施設である。

なお、これらの施設は老朽化しているものも多くあり、西興部村総合管理計画及び個別計画に基づき、統廃合や更新、長寿命化などの大規模改修、日常の維持管理を計画的に進めていかなければならない。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	45.7	63.0	67.0	67.6	68.6
舗 装 率 (%)	16.2	28.2	32.6	34.1	36.2
農 道					
延 長 (m)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
林 道					
延 長 (m)	14,530	44,127	67,104	58,294	59,294
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	0.5	1.6	2.4	2.2	2.2
水 道 普 及 率 (%)	0.0	79.2	92.2	99.5	99.8
水 洗 化 率 (%)	0.0	0.0	55.2	88.1	94.4
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(公共施設状況調査ほか)

(4) 地域の持続的発展の基本方針

西興部村は令和7年に開村から100年の節目を迎える。開村以来、積雪寒冷地の厳しい自然条件下の中、先人の英知とたゆまぬ努力によって産業、社会生活基盤など各分野における整備が一步一步着実に進められてきた。多くの雇用を生み出した林業、鉱業は資源の枯渇とともに姿を消すこととなったが、その開拓精神は山菜加工場や楽器材工場、酪農業などに受け継がれ、長年培われてきた技術は村の貴重な財産であり、地域にとって大変重要な経営資源でもある。

これまで過疎計画に基づき、農業基盤や交通通信基盤、生活環境施設の整備、教育文化の振興、福祉施設の充実などの社会資本の整備は、住民福祉の向上と雇用の増大、地域間格差の是正など過疎地域の振興に大きく寄与したところではあるが、急速に変化する社会経済情勢に過疎化の進行は未だ歯止めがかけられない状況にある。この状況の中で着実に進展するデジタル化、少子高齢化への対応を図ると同時に経済基盤の安定につながる既存の産業の育成や新たな産業の創造と雇用の場の創出、生活環境の整備、交流人口・関係人口の拡大、定住促進が急務となっている。

本村は平成15年12月、村民の意向を踏まえ、当分の間市町村合併せずに単独で村政運営をしていくことを選択した。

これまでの過疎対策の成果を踏まえるとともに、未だ多くの課題が山積しており、地域の特性を活かした長期展望に立った自主的・主体的な取り組みを行い、戦略的、重点的な施策に集中してハードをはじめソフトの充実も含めた投資を行い、「美しく住みよい活力ある村づくり」を目指すこととしている。

そのためには、「西興部村総合計画」や「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」など各種計画に基づき、本村の基幹産業である農林業や製造業の経営の安定化、生活環境の向上、保健福祉の充実、情報化の推進、更には、長期にわたり形成した美しい景観づくりを促進し、都

市との交流を図るとともに、西紋別地域や北・北海道中央圏域定住自立圏の構成市町村などと連携し、「持続可能な地域社会の形成」と「地域資源等を活用した地域活力の更なる向上」を図る。

以上の基本方針により、地域の持続的発展に向けた施策を実践する。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

基本目標については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の趣旨に基づき、施策の効果測定ができるよう、各年度における「社会動態プラス」を目標にする。

<社会動態の推移>

(単位：人)

	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
転入	85	113	102	76	104	99	93	91	86	81
転出	86	92	70	68	76	96	91	92	120	63
計	-1	21	32	8	28	3	2	-1	-34	18

(住民基本台帳 各年度4月～3月)

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

過疎対策を着実に推進するため、毎年度本計画の達成状況の評価するとともに、その結果については議会へ報告を行う。

(7) 計画期間

この計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本村では、これまで多くの公共施設を整備してきたが、厳しい財政状況が続く中、公共施設の老朽化による維持補修費の増大、改修などの課題を抱えている状況である。また、人口減少や少子高齢化の進展などによる社会構造や村民ニーズの変化を踏まえ、保有する公共施設を効果的・効率的に活用し、必要な公共サービスを持続的に提供し続けられるよう、経営的な視点に基づく取り組みが必要不可欠である。

このため、貴重な経営資源である公共施設を最大限に有効活用することを目指した「西興部村公共施設等総合管理計画」を策定し、2つの基本方針を定め、次のとおり健全で持続可能な財政運営の実現を図ることとしている。

① 公共施設の長寿命化の推進

- ・基本的に施設の耐用年数が過ぎるまでは長寿命化を推進する。

- ・耐用年数が過ぎた施設でもその状況に応じてライフサイクルコストの縮減が図れると判断できるものについては長寿命化を推進する。
- ・必要に応じ点検等を実施し、計画的な維持補修を徹底し、重大な損傷や致命的な損傷となる前に予防的修繕を実施することにより、長期にわたる安心・安全なサービスの提供に努めるとともに、財政負担の軽減と平準化を図る。
- ・施設によっては既に策定されている各長寿命化計画等を基本としながら、当計画との整合性を図り、必要に応じて適宜見直しする。

② 公共施設の総資産量の適正化

- ・耐用年数が過ぎた施設で活用が見込まれない施設は、廃止を基本とする。
- ・耐用年数が過ぎた施設で今後も継続的に活用が見込まれるものは、人口減少、住民ニーズ、費用対効果、必要なサービス水準の確保などを考慮し、施設の複合化・集約化・面積の縮減・統廃合による建替えを検討する。
- ・新規の施設整備についても、人口減少、住民ニーズ、費用対効果、必要なサービス水準の確保、他の施設との複合化・集約化などを考慮して建設を検討する。

本計画では、「西興部村公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、公共施設等の適切な管理を推進するとともに、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

人口減少に歯止めを掛け、一定規模の人口を維持するためには、移住・定住施策に取り組むことが重要であり、様々な経験や知識を持った人材を誘致することにより、新たな産業の創出など地域の持続的発展にも寄与するところである。

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活様式の変化や多様な働き方が選択される中、地方への移住のニーズが高まってきており、移住者受入に向けた体制の構築や首都圏や都市部での本村のPR活動、情報発信にも取り組まなければならない。

また、産業を維持・発展させるためには、既存の事業所の人材を確保することが重要であるとともに、地域をさらに活性化させるためには、様々なノウハウを得なければ実現できないことから、外部人材の活用が不可欠であり、地域おこし協力隊や企業人材派遣制度など、国の制度の活用を検討する必要がある。

本村には、雄大な自然や美しい景観など都市にはない豊かな資源があり、これらの資源は「ふるさとへのあこがれ」や「心の潤い」といった形で、様々なライフスタイルを実現できる場としての役割を担っている。

地域間交流を促進するため、体験と交流の里づくりの拠点施設であるホテル「森夢」をはじめ、森の美術館「木夢」などの施設と一体化した「ウッドィスクール事業」など、様々な交流事業に取り組んでいるが、インストラクターやコーディネーターをはじめ、これからの地域を担う人材の育成には圏域内のネットワーク化が必要である。

(2) その対策

ア 首都圏や都市部において、本村のPRや情報発信に努める。

イ 様々なノウハウを持った人材の確保に向け、地域おこし協力隊制度等各種制度を活用する。

ウ 地域間交流事業の充実を図る。

エ インストラクターやコーディネーターの育成、圏域内のネットワークの形成を図る。

オ 人材の育成を図るため、村民が自主的・主体的に実施する事業に対して支援を行う。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業			当該施策は地 域の持続的発 展に資するも のであり、そ
	人材育成	美しく住みよい活力あるむらづく り応援事業	村	

		<p>【内容】住民の自主的・主体的な活動を助長するため、事業費の一部を支援する。</p> <p>【必要性】地域人材の力を高めるためには、住民の自主的・主体的な活動が必要不可欠である。</p> <p>【効果】地域の活性化に寄与する。</p>	<p>の効果は将来に及ぶものである。</p>
--	--	---	------------------------

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「西興部村公共施設等総合管理計画」及び同計画の考えに基づき策定される「西興部村個別施設計画」と整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

本村の農業は、厳しい気象条件の中において、中山間地域の限られた土地資源を有効活用し、酪農・畜産が営まれている。時代と共に規模拡大が進み、法人化や農作業の共同化のほか、早くから酪農ヘルパー制度や外国人実習生の導入、育成牛の預託やTMRセンター、糞尿のバイオガスプラント処理など分業化が構築され、農家個々は搾乳に重点を置くことができ、生乳生産量の高い伸びに繋がっている。また、計画的な粗飼料基盤の整備やメタン発酵消化液の活用などにより、良質で嗜好性の高い粗飼料の供給を目指している一方で、野生鳥獣による粗飼料の被害が後を絶たず、その対策に苦慮しているところである。

また、ここ十数年は、離農後の新規就農者の受け入れにより農家戸数を維持できてはいるが、今後も経営者の高齢化による離農が予想され、農業の担い手不足が懸念される所であり、更なる新規就農支援等の充実が必要である。

この他、バイオガスプラント施設で発生するメタン発酵消化液、余剰熱等の有効活用及び有機農業の推進、法定伝染病の早期清浄化が課題となっており、地産地消による生乳生産の付加価値を高めるため、乳製品の加工販売が求められている。

<農家戸数>

(単位：戸)

	年次	総農家戸数 (うち法人)	専 兼 業 別		
			専 業	第1種兼業	第2種兼業
実 数	平成12年	24(2)	17	5	2
	平成17年	16(2)	16	0	0
	平成22年	17(2)	12	3	2
	平成27年	19(4)	17	1	1
	令和2年	18(4)	16	1	1

(農林業センサス)

<農業生産物の概況>

項目	数量	生産高(千円)
牛乳(生産量)	18,519,701Kg	1,975,849
牛(家畜頭数)	1,907頭	190,131

(令和2年11月末現在 農協資料)

② 林業

輸入材の動向に影響され、一時的な価格の高騰が見受けられるものの、依然として林業を取り巻く環境は厳しく、森林所有者の多くは、山づくり意欲が大きく減退し、森林の適正な維持管理

が危ぶまれている中、林業事業者にあつては、林業労働者の高齢化や担い手不足による事業継続が課題となっている。

また、村有林にあつては伐期を迎える森林も多く、引き続き計画的な造林事業を行うとともに、森林の有する公益的機能を保持することが重要であることから、植樹事業などを通じた林業の普及啓発活動が求められている。

村は、日本最大の森林認証エリアを持つ「オホーツクフォレストネットワーク」に属しているが、森林認証制度が一般消費者に浸透しておらず、森林認証材の積極的な利用が課題である。

<森林面積> (単位 ha)

国 有 林	道 有 林	村 有 林	私 有 林	合 計
—	22,644	1,172	3,663	27,479

(西興部村森林整備計画書 平成31年3月末現在)

③ 地場産業

本村には、村内の山々に自生している豊富な山菜を資源とする「山菜加工場」や、林業が盛んであった当時の木材工場の後継として、現在、第三セクターで運営する「楽器工場」があり、村の重要な雇用の場となっている。

山菜事業は、施設の老朽化が著しい事に加え、原料資源の調達や従業員の確保も大きな課題となっている。

楽器工場は、生産効率の向上を図るため、30年を経過した施設の大規模改修を行ったところであるが、技術者の確保及び加工技術の向上を図るほか、主な原材料となるシナ材を地域で確保することが求められている。

本村は、特にエゾシカの生息数が多く、平成16年7月に北海道から猟区開設の認可を受けて、「NPO法人西興部村猟区管理協会」が管理運営を行い、農林業被害を軽減しつつエゾシカを地域資源として適正管理を行い持続的な活用を図っている。

④ 起業・企業誘致

村の基幹産業は酪農であり、近年の乳価の上昇なども影響し、農家戸数も十数年維持はできているが、人口は減少傾向にある。

平成23年度より「起業家支援事業」を創設し、これまで5件の起業を創出したところであるが、雇用の場の確保に加え、更なる起業の創出が求められている。

また、地域が持続するためには、事業所数を増やすことも重要であり、本村は豊かな自然環境、四季ごとの彩り、羽田空港までのアクセスの良さ、災害が非常に少ないなどの利点をPRし、関心がある企業の発掘と誘致に向けた環境整備を行う必要がある。

⑤ 商業

過疎地域である本村においては、人口の減少に加えて、消費の多様化や自動車の普及による購買力の外部流出が止まらず、地元商店の経営は厳しい状況の中、村で唯一、生鮮食品を扱う公設民営の商業施設が令和3年2月に閉店となったところである。高齢者等の買い物弱者の多くが、早期の再開を望んでいる。

また、小規模零細な商店が多く、後継者不足による経営者の高齢化も進み、商品販売が伸び悩んでいる中で、今後とも商業団体の支援や指導者の育成を図るとともに、「西興部村まち・ひと・しごと創生ビジョン」による人口減少対策を進める必要がある。

<商業の状況>

種別	商店数	年間販売額	従業者数
小売	13件	462,000千円	37人

(平成28年 経済センサス)

⑥ 観光・レクリエーション

本村は豊かな自然に恵まれており、自然景観を主体とした観光資源を有している。交通網をはじめとする立地条件も悪く、民間ベースでの観光産業の創出は厳しい環境にある。このため自然景観を活かした観光施設の整備・運営のほとんどは行政が主体となって行っており、森の美術館「木夢」やフラワーパーク「花夢」など、「夢」をキーワードとした村の取り組みのほか、景観条例及び景観形成指針により「オレンジ色」に統一された街並みは、来訪者の目を引き、観光資源としての活用が期待される。また、特に、森林公園については施設の老朽化が進み改修整備が必要であり、各施設においても機能の充実が課題となっている。

山間部にある本村は、観光客の多くが夏期に集中しており、四季を通じた観光客の誘致が課題となっている。また、地域イベントの充実及び担い手の育成も課題となっている。

<観光客の入込み状況>

観光資源の種類・名称	年間入込客数	うち宿泊者数
西興部村森林公園	4,023人	459人
ウエンスリ岳	194人	
行者の滝	400人	
木夢・IT夢	9,719人	
鹿牧場	960人	
体験農園	606人	606人
フラワーパーク花夢	35,296人	
ホテル森夢	7,855人	7,855人
日本庭園興楽園	850人	

(村資料 令和元年度)

< 観光施設等の現況 >

施設名	区分	規模
森林公園	屋外ステージ	1棟
	バーベキューハウス	3棟
	ログハウス	2棟
	ログトイレ	1棟
	コンビ遊具	2基
	ゴーカート	500m
	バッティングマシン	3基
興樂園	茶室（総和コ、総アカゾマツ造り）	76㎡(2棟)
	庭園	1,500㎡
ホテル森夢	客室	26部屋
木夢館		1,243㎡
体験農園	コテージ	5棟
鹿牧場		110,000㎡
フラワーパーク	道の駅「にしおこっぺ花夢」	915㎡
	フラワーパーク	62,336㎡
	駐車場	2,213㎡
いこいの森公園	パークゴルフ場	19,034㎡
ウエンシリ岳(標高1,142m)	氷のトンネル登山道	4,000m
	中央登山道	6,300m
	キャンプ場	2,500㎡
	バンガロー	1棟
札滑岳(標高992m)	登山道（現在は跡地のみ）	22,000m
行者の滝	駐車場	500㎡

(村資料 令和3年3月末)

(2) その対策

① 農業

ア 粗飼料基盤の整備改良、施設整備や機械の導入のほか、集乳道の整備など補助事業を活用し計画的な生産基盤の整備を行う。

イ エゾシカ等の野生鳥獣による食害対策の強化により収益性の高い地域農業の確立を図る。

ウ TMRセンターやバイオガスプラントの有効利用と地域が連携したコントラクター機能の充実を図るほか、就農の際の住宅問題を対策するなど就農環境を整え、新規就農者を含めた担い

手の確保を図る。

- エ 家畜糞尿のバイオガスプラント処理の推進、消化液の再生敷料化等の有効活用を図るほか、バイオガスプラント施設の余剰熱等を利用したハウス栽培等の産業創出を図る。
- オ 酪農ヘルパー利用推進事業や家畜法定伝染病清浄化事業、乳房炎ワクチン助成などにより、乳牛飼養管理に係る負担軽減を図る。
- カ 酪農地帯での生乳生産に付加価値を高めるよう乳製品の加工・販売を推進する。

② 林業

- ア 計画的な村有林の整備及び民有林整備の支援の充実を図る。
- イ 森林資源を自然災害から守るための保安林の整備を進める。
- ウ 林業の担い手確保と高性能林業機械の導入等に支援し、林業事業者の事業継続を図る。
- エ 林業普及啓蒙活動として、オホーツク楽器工場30周年を記念し、ギターの原料となるシナ材の植樹を行う。
- オ 森林認証エリアの適正な管理による森林認証林の維持を図る。
- カ 森林が持つ二酸化炭素の吸収源としての機能を活かした取組を進める。

③ 地場産業

- ア 施設の老朽化や従業員の確保を支援し、山菜加工場の事業継続を図る。
- イ 楽器工場の経営の安定化を図るため、技術者の確保及び経営支援を行う。
- ウ 猟区管理協会、猟友会、養鹿研究会と連携したエゾシカの適正管理及び有効活用を図る。
- エ 地域資源を活用した新たな商品の開発、製造、販売に対し、支援を行う。

④ 起業・企業誘致

- ア 起業化支援事業の継続及び拡充を図る。
- イ 乳製品の加工・販売事業をはじめ、新たな事業創出の支援を行う。
- ウ バイオガスプラント余剰熱等の利用による事業創出支援を行う。
- エ 企業誘致用施設の整備を行う。

⑤ 商業

- ア 高齢者等の買い物弱者対策として、地域商業施設の早期の再開を目指し、必要に応じて事業者支援を行う。
- イ 商工会の運営支援を引き続き行うとともに、「西興部村まち・ひと・しごと創生ビジョン」による人口減少対策を進める。

⑥ 観光・レクリエーション

- ア 観光関連事業の一元化を図る。
- イ 「オレンジ色」の街並みを活かした観光事業を創出する。
- ウ 老朽化が進んでいる森林公園の改修整備及び各施設の機能を充実する。
- エ 西興部村猟区管理協会のガイドハンティングや冬の遊びの創出など、冬期の観光推進を図る。
- オ 地域のイベントの充実を図るとともに、イベント等に携わる担い手の育成を図る。
- カ 西紋別地区市町村やオホーツク A I 推進協議会などと連携し、交流人口の増加を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	道営草地整備事業(はまなす第3地区) 調査測量、起伏補修、暗渠整備	道	
		道営草地整備事業(はまなす第4地区) 調査測量、草地整備改良、暗渠整備	道	
		農地整備事業(畑地帯担い手育成型) 営農用水、農道整備、区画整理	道	
		バイオマス利活用高度化の推進事業 (効果促進事業) 畜産バイオマス収集コンテナ購入	村	
		バイオマス利活用高度化施設整備事 業(ハード) バイオガスプラント余剰熱利用施 設 バイオガスプラント副産物資源化 施設 バイオガスプラント農家個別整備 等	村	
	林業	村有林育成事業 下刈、除間伐他	村	
	(5) 企業誘致	企業誘致用施設整備事業 施設整備1棟	村	
	(7) 商業			
	共同利用施設	地域商業施設整備事業 売場面積拡張	村	
(9) 観光又はレクリ エーション	森林公園改修整備事業 遊具、テントサイト整備、駐車場等	村		
	フラワーパーク改修事業 屋外施設整備等	村		
(10) 過疎地域持続的 発展特別事業			当該施策は地 域の持続的発	

第1次産業	酪農ヘルパー利用負担軽減補助金 【内容】酪農家が冠婚葬祭や突発的な事故など、休日確保のため酪農ヘルパーを要請する事業で、運営主体である酪農ヘルパー利用組合に村が支援する。 【必要性】酪農は年中無休と家族労働主体の経営が多く、ゆとりある酪農経営と生活の向上や後継者対策などとして、酪農家が抱く将来の生活への不安を解消するため必要不可欠である。 【効果】過労からの事故防止、心のゆとりや生活の向上など、酪農の安定的発展に資する。	村	展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
	新規就農者支援事業補助金 【内容】村内で新規就農者する者に対して、奨励金や就農資金の一部及び営農開始後5年間の農地や施設リース料などを支援する。 【必要性】酪農を始めるには、多額の投資が必要となるため、一定の投資額を抑えることにより、新規就農を可能とする必要がある。 【効果】新規就農を推進することにより、農家戸数の維持、酪農の振興が図られる。	村	
	新規就農者確保対策事業補助金 【内容】村内で新規就農を希望する就農研修生を受け入れ、技術・経営指導を行う受け入れ農家に対して補助する。 【必要性】経営継承するには、受け入れ農家の乳牛の飼養管理技術、経営方法を習得する必要がある、経営継承を滞りなく進めるため受け入れ農家を支援する。 【効果】受け入れ農家の負担軽減により、新規就農希望者が滞りなく経営継承することができる。	村	
商工業・6次産業化	西興部村中小企業等ふるさと創造支援事業補助金 【内容】村内での新規事業の創出の促進や起業などの取り組み、中企業等の経営基盤強化支援のため、新たに起業を目指す者や中小企業等に対して、予算の範囲内で事業経費の一部を助成する。 【必要性】過疎化が進む中、地域活性化を図るため、新たな産業興し、雇用の創出が求められている。 【効果】新たな産業及び雇用の創出が図られ、本村経済の活性化が期待できる。	村	
観光	活性化センター森夢運営補助金 【内容】第三セクター株式会社リムが指定管理者として管運営している活性化センター・ホテル森夢の運営に対して村が支援する。 【必要性】民間の宿泊施設がないことから、活性化センター・ホテル森夢は、観光・交流の核となる施設として、村が経営支援し継続的に運営する必要がある。また、村民の憩いの場や交流の場、地域の雇用の場としても重要で、運営補助は必要不可欠である。	村	

		【効果】活性化センター・ホテル森夢の運営の安定化が図られ、滞在型観光・交流を推進することができる。また、村民の交流が図られるとともに、雇用の場が確保されるなど地域の活性化に資する。		
--	--	--	--	--

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
西興部村全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「(1) 現況と問題点」及び「(2) その対策」のとおり。

なお、本区域における産業の振興については、必要に応じて、国や道、北・北海道中央圏域定住自立圏構成市町村、西紋別地区市町村などと連携して進める。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「西興部村公共施設等総合管理計画」及び同計画の考えに基づき策定される「西興部村個別施設計画」と整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

① 高度情報化施設

本村は「西興部地区田園地域マルチメディアモデル整備事業」により、平成13年度までに村内全戸に構築・整備した光ファイバー網（光ファイバー伝送路システム）を活用し、平成元年から開局している村CATV事業施設を核として、産業、福祉、教育などの各分野でサービスを提供し、村民が安心して生活できる環境づくりを進めている。基盤整備から約10年が経過した時点で、CATV事業施設の地上放送へのデジタル化対応やインターネットのブロードバンド化及び通信の大容量化対応として、光ファイバー伝送路システム機器の改修・更新を実施した。

また、インターネットサービスの超高速化や大容量化への対応として、ブロードバンドサービス基盤・機器設備の整備を進め、重要な課題である日々進歩する情報ネットワークの進化と住民ニーズへの臨機応変な対応、地域情報の発信や便利で安心な住民生活への活用充実に向け、今後とも対応していく。

② 通信施設

本村は旧郵政省の平成10年度電気通信格差是正事業の実施により、平成11年4月から電気通信事業者2社による携帯電話の移動通信サービスが開始され、現在4社による携帯電話通信サービスが提供されている。

しかしながら、市街地周辺以外の集落においては不感地帯が現存することから、平成27年度に総務省の携帯電話等エリア整備事業の実施により、上藻地区及び忍路子地区の不感エリアの解消、携帯電話通信サービスの提供を行った。

国道や道道沿線では一部不感エリアが存在することから、緊急時対応等を踏まえ不感エリアの解消が望まれている。

また、Society5.0の実現には、第5世代移動通信システム（5G）の供用が必要不可欠となるが、本村がエリア化される計画は今のところない。

(2) その対策

① 高度情報化施設

4K動画への対応や魅力ある番組作り映像アーカイブの活用等、適宜システム改修や機器更新等を実施して、適切で効率的な保守・運用を図る。

② 通信施設

ア 国道・道道における不感エリアの解消は緊急時の対応上重要であり、特に本村では道内にお

ける交通事故死ゼロの記録を更新中であることから、早急な解消を関係機関に要望する。

イ 5Gの早期供用開始に向けて、関係機関に要望する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等情報化 のための施設			
	テレビ放送中継施設	NCN機器更新事業 機器更新	村	
	その他の情報化のため の施設	IT夢システム更新事業 システム更新	村	
	(2) 過疎地域持続的発展特 別事業			当該施策は地 域の持続的発 展に資するも のであり、そ の効果は将来 に及ぶもので ある。
	情報化	地域情報化推進事業 【内容】難視聴地域であるため 村が整備した光回線を各家庭等 に引き込み視聴を可能にする。 また、行政情報等を独自に放送 している。 【必要性】テレビ視聴と行政情 報を周知するために必要であ る。 【効果】難視聴の解消や行政情 報の提供が図られる。	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「西興部村公共施設等総合管理計画」及び同計画の考えに基づき策定される「西興部村個別施設計画」と整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

<道路の状況>

区分	路線数	総延長(km)	改良率(%)	舗装率(%)
一般国道	1	21.7	100.0	100.0
主要道道	1	16.5	100.0	100.0
一般道道	1	9.1	100.0	100.0
村道合計	96	102.5	68.6	36.2
うち1・2級村道	(22)	(36.4)	96.1	64.0
うちその他村道	(74)	(66.1)	55.3	19.5
普通林道	14	46.5	100.0	16.3
広域基幹林道	1	12.9	100.0	100.0

(令和2年度末 村資料)

① 道路及び林道

幹線道路は、主要都市を結ぶ国道と、滝上町・興部町を結ぶ2本の道々が縦横に走り、全線舗装となっているが、線形改良をはじめ、草刈りや除排雪の回数が増などの要望がある。

村道は総延長102.5kmになり、各集落間を有機的に連絡しており、舗装率は36.2%と低い状態にあるが、必要な生活路線や経済路線などの整備はほぼ整備されているものの、一方では舗装の老朽化も進み、一部通学路を含む市街地の整備や、集落間道路の整備が必要となっている。

林道については年々整備されてきているが、老朽化してきている林道もあることから路線改良(法面、舗装、路盤、線形)が望まれる。

また、生産機能の活性化と併せて、森林レクリエーション、さらには集落間を結ぶ生活路線、災害時の代替道路としての役割を担うなど、利用目的の多様化に対応する必要がある。

除排雪対策は、豪雪地帯での冬期間の生活をする上で住民の重要度も高く、除雪機械の更新及び増強の時期を迎えていることと、交通安全対策上からの排雪対策が不足している状況である。

② 地域公共交通

本村の公共交通機関は、平成元年JR名寄線が廃止されたことにより、沿線7市町村で運営する代替バスが、名寄・遠軽間を路線運行している。人口の減少による通学、通勤利用者の減少や自家用自動車の普及等により、輸送需要は減少し、経営は厳しさを増す一方で、国や協議会等からの補助金により維持している状況にある。他に移動の手段を持たない通院者や高齢者、通学者等、地域住民の足となる唯一の公共交通機関として重要な役割を担っており、路線維持に必要な

対策を検討する必要がある。

また、村内においては、村営バスと通院や通学、入浴などの目的バスを運行しており、代替バスと同様に、交通手段を持たない住民にとって重要な役割を果たしており、運転手の確保や車両の維持、ラストワンマイルなどへの対応も検討する必要がある。

③ 航空路

遠紋広域市町村並びに各関係機関の運動により平成11年に開港した新オホーツク紋別空港は、平成18年度に利用者数5万人を割って東京直行便が通年運航から季節運航になった時期もあったが、本村を含めた遠紋地域自治体の利用助成制度等で平成27年度以降は利用者数7万人以上となり、東京便も通年運航されてきた。令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響で利用客が大幅に減少し、減便を余儀なくされている。

今後も地域の経済活動や観光振興など航空輸送が果たす役割は大きく、利用促進に向けた取組が必要である。

(2) その対策

① 道路及び林道

ア 国道・道道については、安全対策として、線形改良をはじめ草刈りや除排雪対策の強化等について要望する。

イ 日常の生活に最も密着した村道は、生活環境の向上や生産基盤を支える上で重要な役割を果たしていることから、維持補修や改良整備を推進する。

ウ 冬期間の円滑な交通の確保のため、除雪機械の更新や除雪体制の強化を図る。

エ 林道は利用目的が多様化しており、目的に対応した計画的・効率的な整備を推進し、重要な路線については道代行事業により整備を進める。

オ 老朽化してきている林道については、路線改良（法面、舗装、路盤、線形）を行う。

② 地域公共交通

ア 地域住民の足の確保のため、代替バス事業費の負担を行う。

イ 村営バス・目的バスの運行については、効率的な輸送により維持管理経費の削減を図る。

ウ 安定した運行が図られるよう車両の更新や運転手の確保に努める。

エ ラストワンマイルなど地域内における交通弱者対策として、新たな仕組みを構築する。

③ 航空路

ア 首都圏との交流人口の増加や村民の往来の利便性を図るため、オホーツク紋別空港～羽田空港間の路線を維持することが重要であり、利用促進助成を引き続き行う。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	西興部10線道路舗装改良工事 L=700m、舗装打換、オーバーレイ	村	
		越中団体道路横断函渠工事 L=12m、ボックスカルバート設置	村	
		西興部3丁目道路改良工事 L=100m、道路改良	村	
		西興部4丁目道路改良工事 L=130m、道路・歩道整備	村	
		西興部村管内舗装改良工事 L=1,300m、オーバーレイ	村	
		忍路子線道路改良工事 L=200m、道路・歩道・法面整備	村	
		越中団体道路改良工事 L=100m、道路改良	村	
	橋梁	橋梁長寿命化工事 上部工・下部工・橋面補修等	村	
	(3) 林道	札滑ウエンシリ線改良工事 法面改良工事等	村	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
	公共交通	オホーツク紋別空港利用促進助成事業 【内容】オホーツク紋別空港を利用した村民や村民と同一生計にある学生、道外の者で当村ホテルに宿泊した者に航空機利用料の一部を助成する。 【必要性】オホーツク紋別空港の利用促進と村民の負担軽減、観光振興を図るために助成する必要がある。 【効果】北海道外からの交流人口の拡大を図り、村の活性化を図る。	村	
		村営バス等運行事業 【内容】集落と市街地を結ぶ路線、通院、通学（園）、入浴など、交通弱者の日常生活に足の確保として村営バスを運行する。 【必要性】交通手段を持たない住民にとって日常生活を送る上でバスの運行は必要である。 【効果】交通弱者の足が確保され、地域に住み続けることに繋がる。	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「西興部村公共施設等総合管理計画」及び同計画の考えに基づき策定される「西興部村個別施設計画」と整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 水道

本村における水の供給は、簡易水道と営農用水施設1ヶ所により村内全域が網羅されている。

簡易水道については、下水道の普及や公共施設の増加、区域内農家の大規模化に伴う使用量の増加、クリプトスポリジウム対策として、浄水場の整備など簡易水道の拡張整備を実施した。

今後は平成18年に建替えた浄水場が供用開始から15年が経過しているため計画的な点検整備の必要がある。

② 下水道

本村では、平成7年度から特定環境保全公共下水道事業により本格的な下水道整備に取り組み、西興部、上興部両市街地区を中心とする計画区域については事業を終了し、普及が進んでいるが、供用開始から23年が経過し、耐用年数を経過している施設も存在するため、計画的な更新の必要がある。また、農業集落地区についても合併処理浄化槽を設置する個別排水処理施設整備事業を実施するなど、村内全域の生活雑排水対策を進めているが、更なる普及の拡大を図る必要がある。

③ 廃棄物処理

本村におけるごみ収集は、西興部・上興部両市街地区については毎週1回（生ごみは6～9月は週2回、一部の資源ごみは月2回）、農村地域についても毎月1回、民間委託方式により行っている。燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみについては、広域化に伴い、平成24年10月より西紋別地区広域ごみ処理センターで処理している。

資源ごみについては、缶・ビン・ペットボトル・プラスチック製容器包装・その他紙製容器包装は紋別市リサイクルセンターに、新聞等その他紙類、衣類及び布類は名寄市、乾電池・蛍光灯は北見市の民間業者に処理を委託している。

ごみの減量化は進んでいるものの、排出・分別が不十分な状況が見られる。また、多様化する廃棄物を安全かつ効率的に処理するため、平成14年に資源ごみ分別棟、粗大ごみ破碎棟、浸出水処理を可能とした埋立処分棟、平成17年度にはストックヤードと生ごみ処理機を整備している。

④ 火葬場・墓地

本村における墓地については、遺族又はその関係者が管理するものであるが、家族形態の変化等によりお墓を管理することが難しくなっており、また、他市町村で血縁に関係なく複数の方の遺骨を一緒に埋葬する合同墓（合葬墓）が建設されており、本村でも合同墓を必要としている方がいる。

⑤ 消防・救急体制及び防災

昭和48年に紋別市・興部町・雄武町・滝上町と本村の5市町村によって「紋別地区消防組合」が設置され、大規模災害時等の広域応援態勢等の連携が図られ、平成15年救急救命士採用、平成26年高規格救急車の導入、現在では救命士4名により高度な救急処置が可能となり職員9名で業務に当たっている。また、消防設備と各種機器の更新が必要であると共に、消防団員の高齢化と団員確保が課題となっている。

複雑多様化する災害や事故に対応するため、消防資機材の整備・更新と職員の高度な知識・技術の習得に努め、災害発生時には初動体制の強化と効率化、大規模災害への対応力増強のため消防団との連携をより強化する必要がある。救急業務についても、高齢化などの社会構造の変化により救急出動が増加傾向にある中、より専門的な知識と高度な技術を備えた対応が求められており、救急業務の高度化に向けて、救急救命士の養成と職員の資質向上により、救命救急活動の充実・強化をより一層高め、救急資機材の整備や医療機関との連携を密にして、救急技術の高度化や村民による応急手当の普及活動を図っていく必要がある。

防災対策については、東日本大震災による甚大な被害や北海道胆振東部地震によるブラックアウトの発生、台風、大雨等による局地的な大規模災害が毎年発生しており、住民の災害に対する意識が高まってきており、災害時における住民の安全安心が確保できるよう、防災意識の啓発をはじめ防災機能の強化を図る必要がある。また、新型コロナウイルスなどの感染症にも対応できるような対策が必要である。

⑥ 住宅対策

村民の生活水準の向上や生活意識の変化に伴って生活様式も多様化・高度化し、住宅の質の向上や快適な住環境へのニーズが高まってきており、特に高齢者が暮らしやすい配慮のある住宅の確保が重要になってきている。

本村における公営住宅は、令和3年3月末現在で140戸、単身者向け住宅62戸、高齢者向け住宅34戸、合わせて236戸となっている。

今後の住宅施策は、『公営住宅等長寿命化計画』に基づき展開していき、築年数に応じた適宜な改善を施し、長寿命化を図る必要がある。

一般住宅については、宅地造成地の10年間無償貸付制度や持家建設奨励制度により、毎年数件の新築が見受けられる。

老朽化等により一部損壊したまま景観上好ましくない空き家が長年放置されている実態もあり、周囲への安全対策や防犯上、景観上も早急に対応しなければならない。

⑦ その他の生活環境

本村は、豊かな自然に恵まれた地域であるが、この自然環境と調和した美しい景観を守り・つ

くり・育てるため、平成11年10月に「美しい村づくり条例」を制定し、この条例に基づいた景観形成指針を策定し、平成13年度から美しい村づくり事業推進補助金制度を創設し、行政と住民が一体となって美しく、統一された景観への取り組みを行っているほか、環境美化の取り組みとして、西興部、上興部両市街地国道歩道花壇や公共花壇等への植栽、各家庭や事業所周辺に花を飾る「花いっぱい活動」など、村民自らのボランティアで行う「我が村は美しく事業」などを実施している。

また、今後も利用計画のない公共施設については、安全上・景観上に配慮し、除却を推進する必要がある。

(2) その対策

① 水道

水の需要は、農家の大規模化に伴う使用量の増加に伴い現在も増加傾向であることから、令和3年度から農業水路等長寿命化・防災減災事業を実施し質・量の両面にわたって良好な水の確保に努め、簡易水道施設と営農用水施設の充実を図りつつ、計画的な点検整備を実施し安定的な供給を図っていく。

② 下水道

供用区域及び個別排水処理施設整備区域における個人住宅の水洗化を推進する必要がある。また、令和元年度に策定したストックマネジメント計画に基づき施設機器等の計画的な整備・更新を実施していく。

③ 廃棄物処理

ア 排出及び分別方法の指導強化、食品ロスの削減や生ごみの水切り等の周知徹底により、ごみの減量化を推進する。

イ リサイクル運動の推進やイベントでの啓発活動等により、ごみの排出抑制・再資源化を図る。

ウ 老朽化した設備や施設の整備を行う。

④ 火葬場・墓地

時代背景や住民ニーズ等を踏まえ、合同墓の建設について検討する。

⑤ 消防・救急体制及び防災

ア 火災や災害による被害防止と軽減を図るため、計画的な消防車、消防水利等の施設の整備更新・充実を促進する。

イ 消防防災活動の体制が維持できるよう消防団員の確保に努める。

- ウ 住民生活の安全・安心を図るため、なお一層の消防・救急資機材の整備を進める。
- エ 救急技術の高度化、医療機関との連携の強化を図る。
- オ 住民による応急手当の普及活動を推進する。
- カ 大規模災害に迅速に対応するため、災害対策本部や避難施設の設備強化、非常食の備蓄、災害対応用資機材の充実を図る。
- キ 1日防災学校や防災セミナーの開催などを通じて、住民に対する啓発を図っていく。
- ク 新型コロナウイルスなど感染症対策にも迅速に対応ができるよう、随時各種マニュアルの見直しやマニュアルに従った訓練を行う。

⑥ 住宅対策

- ア 公営住宅については、入居者のニーズを踏まえ、質的な向上を図るため、屋上改修や外壁塗装など長寿命化に資する改善事業を計画的に進めてゆく。
- イ 一般住宅については、定住に向けた持家建設奨励事業を促進するとともに、快適な住環境を確保するためのリフォーム助成の活用促進や従業員用住宅の整備などに対して支援する。
- ウ 「空き家等情報登録制度」等を活用し、空き家の2次利用を促す。
- エ 空き家や周囲の安全や景観を阻害する物件については、除却に対する支援制度の活用を促すなど、持ち主へ管理の徹底の周知を図る。

⑦ その他の生活環境

- ア 環境美化対策としては、「景観形成指針」に基づく「美しい村づくり事業推進補助金制度」の促進を図る。
- イ 「花いっぱい活動」などを通じて村民自らのボランティアによる環境美化運動等の育成を図り、行政と村民が一体となった景観形成やまちづくりに対する意識を高めていく。
- ウ 個別管理計画に基づき、利用計画のない公共施設については、譲渡や除却を進める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設			
	簡易水道	農業水路等長寿命化・防災減災事業 配水管路新設、非常用発電機設置	村	

		西興部配水池増設事業 配水池増設	村	
		簡易水道長寿命化事業 浄水施設改築・更新	村	
		取水施設護岸改修工事	村	
	(2) 下水道処理施設			
	公共下水道	特定環境保全公共下水道事業 (ストックマネジメント計画・更新事業) 処理施設改築・更新	村	
		M I C S 事業 3町村し尿共同処理	雄武町	
	その他	個別排水処理施設整備事業 合併処理浄化槽設置	村	
	(5) 消防施設	消火栓整備事業 消火栓設置・更新	村	
	(6) 公営住宅	公営住宅等改善事業 改善9棟32戸	村	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
	生活	持家建設奨励補助金 【内容】 村内に住宅を建設する場合、補助金として1棟定額200万円や子ども加算等合わせて交付する。また、村の指定した宅地に建設した場合は、10年間土地使用料を無償とする。 【必要性】 生活環境の向上と村民の定住を図るため、村民の持家建設を促進する必要がある。 【効果】 村民の生活環境の向上と定住が促進される。	村	
		快適住宅リフォーム補助金 【内容】 老朽化住宅に対し、リフォーム費用の一部を補助し、快適な住環境を維持する。 【必要性】 快適な住環境で過ごせるよう支援する必要がある。 【効果】 住み慣れた自宅等に愛着を持って、引き続き永く住んでもらい、安心して住みよい村づくりに寄与する。	村	
		西興部村雇用促進住宅建設奨励補助 【内容】 従業員のための住宅建設又	村	

		<p>は取得した住宅を改修する企業等に助成する。</p> <p>【必要性】民間賃貸住宅がほとんどないことから、企業等が従業員を確保するには住宅等を確保する必要がある。</p> <p>【効果】雇用の確保と安心して住みよい村づくりに寄与する。</p>		
	環境	<p>我が村は美しく事業補助金</p> <p>【内容】住民が主体となって花植や自宅周辺の草刈りなど環境整備を行う。</p> <p>【必要性】景観形成を図るため、環境美化活動が必要である。</p> <p>【効果】来訪者へのおもてなしや地元愛が育まれる。</p>	村	
	危険施設撤去	<p>遊休施設等撤去事業</p> <p>【内容】利用見込みがなく老朽化した公共施設が景観の阻害や冬期間の積雪による崩壊の可能性がある、危険である。</p> <p>【必要性】利用見込みがない建物は、地域の安全安心、景観保全のため除却が必要である。</p> <p>【効果】地域の安全安心と景観保全が保たれる。</p>	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「西興部村公共施設等総合管理計画」及び同計画の考えに基づき策定される「西興部村個別施設計画」と整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 高齢者福祉

本村の65歳以上の高齢者比率は、令和3年3月末現在35.2%で、全道平均をやや上回っている。

高齢者福祉施設としては、現在、特別養護老人ホーム、老人福祉センター・デイサービスセンター、ケアハウス、地区集会施設として老人いこいの家や多目的利用施設を兼用するかたちで3ヶ所が整備されているが、今後、益々高齢化が進行する当村にとっては、高齢者対策は重要な行政課題であり、ニーズに応じた施設整備をはじめ、きめ細かな対策が必要となってくる。行政としての在宅福祉対策や生きがい対策、健康管理や住宅対策に加えて、ボランティア組織の育成などにより地域が支え合う高齢化社会の形成が必要である。また、高齢者をはじめ村民の健康管理のため、住民一斉検診（ミニドック）の実施や予防意識の普及のためウォーキング事業や福祉入浴事業などを実施している。

<高齢者関連施設>

施設名	設置年度	規模	備考	
特別養護老人ホーム「興楽園」 (ショートステイ) (小規模生活単位型) (小規模生活単位型)	昭和63年度	1,717㎡	新設	80人収容
	平成11年度	308㎡	増設	
	平成16年度	1,063㎡	新設	
	平成24年度	1,264㎡	増設	
上興部老人いこいの家（集会施設）	平成15年度	100㎡	30人収容	
老人福祉センター	平成4年度	578㎡	50人収容	
デイサービスセンター	平成4年度	106㎡	20人収容	
ケアハウス「せせらぎ」	平成11年度	2,586㎡	30人収容	
その他の高齢者施設（兼用） ■上藻生活改善センター ■中藻集落センター				

(村資料 令和3年3月末現在)

② 児童福祉

村内の保育所は1箇所、保育士6人で幼児教育を兼ねた保育活動が実施されている。

子ども子育て支援法により全国一律に幼児教育が無償化され、3歳未満児についても保育料を低額におさえ、子育て世帯に配慮した保育活動が行われている。

近年、社会・経済状況の変化などにより、子育てをしながら働きたい女性が増えていることから、子育て支援・保育サービスの充実が求められている。

③ 障がい者福祉

知的障がい者については、平成9年に障がい者支援施設が整備され、50人が施設に入所し、平成11年から現在まで5棟のグループホームが整備され、合わせて29人が共同生活をしており、自立促進に向けた生活を営んでいる。引き続き、知的障がい者の地域福祉を総合的に推進していく必要がある。

<障がい者関連施設>

施設名	開設年度	規模	収容人数	備考
障がい者支援施設「清流の里」	平成9年度	2,434㎡	40人	
介護サービス包括型「ピアⅠ」	平成11年度	242㎡	6人	
介護サービス包括型「ピアⅡ」	平成12年度	241㎡	8人	
介護サービス包括型「きらりん」	平成14年度	252㎡	6人	
介護サービス包括型「チェカ」	平成15年度	268㎡	6人	
介護サービス包括型「ミナミナ」	平成20年度	456㎡	9人	
就労継続支援B型「レラ」	平成13年度	266㎡	28人	
生活介護事業所「リーフ」	令和2年	298㎡	20人	

(令和3年3月末現在)

④ その他

特定診療科目を受診するためには、名寄市内や紋別市内の医療機関に通院する必要があり、交通費等の負担が大きいことから支援策が必要である。

また、病気の発症や重症化を防ぎ、住民の健康維持を図るため、各種予防接種を受けやすい環境を整えることが必要であり、啓発をするとともに費用負担の軽減を図る必要がある。

(2) その対策

① 高齢者福祉

ア 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、地域の介護・福祉サービス事業者と連携を図り、要介護高齢者等への介護サービスの充実に努める。

イ 元気な高齢者も安心して生活することができるよう地域包括ケアシステムの構築を進める。

ウ 生活支援コーディネーターを配置して地域の課題等を拾い上げ、地域が支え合っている地域社会の形成を図る。

エ 地域共生社会実現を見据え、地域の介護・福祉サービス事業者と連携し、生活支援サービスの充実に努める。

オ きめの細かいサービスの提供として、健康相談や日帰り入浴サービス、通院に係る交通費の

助成、高齢者世帯への除雪支援事業などを実施する。

カ 電話回線を利用した高齢者緊急通報システムによる、高齢者等見守りサービスを実施する。

キ 住民健康診断を中心とした自己の健康管理を徹底し、継続的な健康管理を推進する。

ク きめ細やかな相談、指導を充実すべく健康管理台帳など保健医療情報管理を徹底し、ウォーキング事業などを実施し、予防意識の普及に努める。

ケ 生きがい対策の一つとして、西興部・上興部各地区老人クラブの活動を支援し、老人クラブ連合会ではバンパーボール大会の実施や花いっぱい運動に参加する。

コ 高齢者を中心としたサポート隊を組織して支え合い体制の構築と周知に努める。

サ 高齢化の進行により、必要に応じて高齢者福祉施設の整備や人材確保及び運営等の支援を行う。

② 児童福祉

ア 1歳児からを対象とした保育所を運営する。

イ 子育て支援センター活動の充実を図る。

ウ 地域で安心して子育てができるよう支援策の充実を図る。

③ 障がい者福祉

障がい者支援施設の入所者が安定した生活を営めるよう、必要に応じて施設整備や人材確保及び運営等の支援を行う。

④ その他

ア 住民の健康を守るため、予防対策を推進する。

イ 費用負担の軽減を図るため、村外の医療機関に通院をする際に交通費の一部を助成する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福祉 の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業			当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
	児童福祉	エンゼル祝い金事業 【内容】少子化対策における子どもの出産及び子育てを第1子誕生から支援する。 【必要性】少子化が国の問題となる中、子育て世帯には金銭的事情から子作りを諦めてしまうことも考えられる。	村	

		<p>【効果】子育て世帯を経済的に支援することにより、子どもを産み育てやすい環境が整えられる。</p>	
		<p>子ども医療無料化事業</p> <p>【内容】18歳までの子どもの医療費を全額助成する。</p> <p>【必要性】少子化対策として、子どもたちが安心して必要な医療が受けられるよう、子育て世帯の負担の軽減が必要である。</p> <p>【効果】子育て世帯の負担軽減が図られる。</p>	村
	高齢者・障害者福祉	<p>高齢者等福祉入浴事業</p> <p>【内容】健康の増進と生きがいの充実を図ることを目的として、70歳以上の高齢者等にホテル森夢の無料入浴券を交付する。</p> <p>【必要性】高齢者が健康で生きがいのある生活が送れるよう各種サービスの提供など総合的な支援が求められている。</p> <p>【効果】高齢者の孤独感を和らげ、健康保持・増進と生きがいの充実が図られる。</p>	村
		<p>高齢者世帯除雪サービス事業</p> <p>【内容】65歳以上の高齢者の方で、心身に障害を持たれている方で近隣に支援を受けられない場合や母子世帯を対象にベランダ等の除雪支援をする。</p> <p>【必要性】雪の多い当村では、除雪サービスが必要不可欠である。</p> <p>【効果】ベランダ等を除雪することにより、安心安全な冬期間を過ごすことができる。</p>	村
		<p>在宅元気生活支援事業</p> <p>【内容】施設に入所することなく、自宅で元気に生活していただくために、デイサービス及びホームヘルプサービスを利用する方々の介護保険1割負担分を補助する。</p> <p>【必要性】デイサービス利用に抵抗がある人も、利用するハードルを下げることにより、サービスを開始するきっかけになる。</p> <p>【効果】気軽にデイサービスを利用することにより、金銭的負担のみならず、家族の精神的負担の軽減にもつながる。</p>	村
		<p>高齢者等医療通院費助成事業</p> <p>【内容】70歳以上の高齢者が村内の医療機関を受診するためのバス料金を補助するとともに、75歳以上の高齢者が紋別・名寄圏内の村外医療機関を受診する際にも、月1回1/2を補助する。</p> <p>【必要性】移動手段を持たない高齢者は、医療費の他に通院にかかる金銭負担が発生する。</p> <p>【効果】通院時のバス利用料金を補</p>	村

		助することにより、高齢者の経済負担の軽減が図られる。	
		<p>にしおこっぺ福祉会奨学金支援事業補助金</p> <p>【内容】社会福祉法人にしおこっぺ福祉会が運営する老人福祉施設・障害者支援施設に従事する人材を育成するため、専門学校等で介護福祉士等の資格を取得し、将来にしおこっぺ福祉会に就職を希望する方に対しての就学金及び施設に就職しようとする者に就職準備資金を貸与する。</p> <p>【必要性】全国的に介護職の人材が不足している中、当村の施設に就職する人材を確保する必要がある。</p> <p>【効果】福祉施設の人材を外部から確保でき、施設運営に活かせる。</p>	社会福祉法人
		<p>にしおこっぺ福祉会施設運営支援事業補助金</p> <p>【内容】社会福祉法人にしおこっぺ福祉会が運営する老人福祉施設・障害者支援施設を安定的に経営できるよう必要に応じて経営支援を行う。</p> <p>【必要性】利用者が安心して生活できるよう、収入不足が発生した場合は経営内容を踏まえて運営経費を支援する必要がある。</p> <p>【効果】福祉施設を安定して経営することができる。</p>	社会福祉法人
	健康づくり	<p>元気回復入浴事業</p> <p>【内容】村民の健康と福祉の増進を図るため、ホテル森夢での入浴料を半額とし、この割引相当分について村が補助するもの。</p> <p>【必要性】高齢者や障害者に限らず、広く村民を対象とした健康増進事業を実施することにより、健康に対する意識の高揚が期待できる。</p> <p>【効果】村民の健康増進と健康に対する意識高揚が図られ、将来にわたり、安全に安心して暮らすことができる生活環境の充実が図られる。</p>	村
		<p>任意予防接種助成事業</p> <p>【内容】高齢者(65歳以上)肺炎球菌ワクチン接種及び子宮頸がん予防接種等の接種費を全額助成する。</p> <p>【必要性】病気の発症や重症化を防ぎ、住民の健康維持を図るとともに、予防医療の充実による医療費の抑制を図るため、予防接種費用を助成し、全員が予防接種を受ける環境をつくる必要がある。</p> <p>【効果】病気の発症や重症化が予防され、住民の健康維持が図られる。また、予防医療の充実により医療費が抑制される。</p>	村
	その他	<p>人工透析患者通院交通費補助金</p> <p>【内容】じん臓機能に障害を有する</p>	村

		<p>者が、人工透析療法を受けるために要した医療機関への通院交通費について補助する。</p> <p>【必要性】人工透析療法を受けるためには、名寄市又は紋別市の医療機関まで通院が必要で、交通費負担が通院患者にとっては大きな負担となっており、支援が求められている。</p> <p>【効果】当該補助を実施することにより、地域医療の確保が図られ、将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に資するものである。</p>		
--	--	--	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「西興部村公共施設等総合管理計画」及び同計画の考えに基づき策定される「西興部村個別施設計画」と整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

西興部厚生診療所、西興部歯科診療所は平成2年に改築され、広く住民に利用されており、安心して地域に住み続けるためには、診療体制の維持と診療に必要な機器等の整備が必要である。

重患など専門医療の必要な患者については、第2次保健医療福祉圏（遠紋及び上川北部）で対応しているのが現状である。

(2) その対策

ア 住民が安心して受診できるよう医師の確保も含めて現体制を維持する。

イ 診療体制の充実を図るため、施設・機器等の整備を行う。

ウ 第2次保健医療福祉圏の連携を密にし、緊急輸送体制の強化に努める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設			
	診療所	診療機器整備事業 診療機器更新	村	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
	自治体病院	診療所運営事業 【内容】村立西興部厚生診療所及び歯科診療所の運営管理。 【必要性】村には一次医療を担う民間の医療施設が皆無で、唯一の診療施設として、村が運営管理する必要がある。 【効果】地域医療を確保することにより、住民の安全・安心な暮らしを確保される。	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「西興部村公共施設等総合管理計画」及び同計画の考えに基づき策定される「西興部村個別施設計画」と整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 学校教育関連施設

教職員住宅については、一定程度充足されているが、老朽化の度合いを考慮し計画的に改築や改修の必要がある。

保護者の教育に係る費用負担の軽減を図るため、平成28年度から全児童・生徒の給食費無償化を実施している。また、地産地消の学校給食や全国各地のご当地メニューを提供するなど、児童・生徒の「食育」を担う施設としての役割を果たしている。

I C T教育の推進として、令和2年度までに校内のインターネット通信環境の整備、全児童・生徒及び教職員1人1台タブレット端末の整備が完了したところであり、今後はそれらを活用したI C T教育の充実を図る必要がある。

遠隔地児童生徒の通学は、村営バスとスクールバスで確保されているが、他の交通対策との連携による効率的な運用が必要である。

さらに、1人ひとりの児童生徒の「生きる力」を育むため、小規模校の特性や地域の教育力を活かした創意ある教育課程に基づく学校教育の充実に努める必要がある。

また、新学習指導要領(平成21年3月告示)に基づき、小学5・6年生に外国語活動が新設されたことや、国際理解教育の一層の充実が求められていることを踏まえ、引続き英語指導助手を招致し、外国語活動の充実を図る必要がある。

<児童・生徒数、学級数、職員数の状況>

(単位：人)

学校名	年度	児童数	学級数	職員数	備考
上興部小学校	H22	8	3	4	昭和50年校舎新築
	H27	17	5	9	
	R2	5	3	4	
西興部小学校	H22	38	4	9	昭和52年校舎新築
	H27	29	4	10	
	R2	36	6	11	
西興部中学校	H22	23	4	12	平成15年校舎新築
	H27	27	3	13	
	R2	19	4	12	

(学校基本調査)

② 社会教育施設

集会施設については一応整備されたが、施設の有効利用が課題となっていることから、住民の多様な学習機会の充実のため、各施設を活用した生涯学習の推進とその効果的な運営を図る。

体育施設については、体育館、スキー場、水泳プール等が整備され、誰でも親しめるスポーツ活動の振興を基本として運営しているが、特に、成人や高齢者前期の軽スポーツの振興が課題となっている。また、各施設とも計画的に維持・補修していくことが課題である。

<社会教育施設>

施設名	面積	設置年度	構造
上藻生活改善センター	169㎡	昭和53年度	鉄骨
中藻集落センター	165㎡	昭和55年度	木造モルタル
六興集落センター	161㎡	昭和55年度	木造モルタル
奥興部会館	99㎡	平成9年度	木造
札滑会館	100㎡	平成10年度	木造
西興部生活改善センター	718㎡	昭和47年度	鉄筋コンクリート
上興部住民センター	530㎡	昭和55年度	鉄筋コンクリート
コミュニティセンター	161㎡	平成5年度	木造
公民館	658㎡	平成7年度	鉄筋コンクリート
農業者トレーニングセンター	1,273㎡	昭和57年度	鉄骨
西興部地区水泳プール	847㎡	平成4年度	鉄骨
上興部地区水泳プール	638㎡	平成3年度	鉄骨
宮の森スキー場	330㎡	昭和38年度	ロープ塔、夜間照明
西興部コミュニティ&スポーツホール	1,105㎡	平成5年度	鉄骨
上興部ファミリー交流館	842㎡	平成4年度	鉄骨

(村資料 令和3年3月末現在)

(2) その対策

① 学校教育関連施設

- ア 教職員住宅の改修や改築を計画的に実施する。
- イ 住民混乗などその他の交通対策と連携した効率的な通学バス運行を行う。
- ウ 授業用端末機をはじめとするICT教育機器や学校図書を更新・整備を行う。
- エ 生徒海外体験学習の実施や英語指導助手の招聘により、小中学校における英語教育の強化を図る。
- オ 子育て世帯の負担軽減につながる給食費の無償化を継続する。

② 社会教育施設

ア 生涯学習の理念に基づき、多様な学習機会や学習情報を提供するとともに、住民相互の学習活動を支援し地域で豊かに暮らすための教育・学習環境を整備する。

イ 住民の健康づくりを支援し、地域の活力と交流を育むスポーツ・レクリエーション活動の普及を図る。

ウ 異文化にふれ、相互交流を深めながら国際化に適応できる人材の育成を図る。

エ 各施設や設備・機材の更新、整備を計画的に実施する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	学校施設改修事業 小中学校のLED化	村	
	その他	授業用端末機更新事業 小中学校のPC等の更新	村	
	(3) 集会施設、体育施設等			
	体育施設	トレーニングセンター改修事業 屋根改修、ボイラー更新	村	
		体育施設改修事業 体育施設のLED化	村	
	その他	社会教育施設改修事業 社会教育施設のLED化	村	
	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業			当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
	義務教育	学校給食無償化事業 【内容】学校給食に関する保護者の負担軽減を図る。 【必要性】少子化・定住化対策として、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る必要がある。 【効果】子育て世帯の教育費負担の軽減が図られ、子どもを生き育てやすい環境づくりに寄与する。	村	
高等学校	高等学校通学費等補助金 【内容】バス利用により通学する生徒及び他市町村で下宿等により通学する生徒に補助金を支給する。 【必要性】本村には高校がないことから、中学卒業後、進学する場合は村外の学校へ行くことになり、通学費若しくは下宿費が保護者にとって	村		

		大きな負担となっており、負担の軽減が求められている。 【効果】子育て世帯の教育費負担の軽減が図られる。	
その他		学童保育運営事業 【内容】小学生全学年を対象に西興部地区・上興部地区の2ヶ所で放課後・休日に学童保育事業を実施。 【必要性】共働き・一人親家庭の増加等に伴い、放課後の児童の安全確保を図るために必要。 【効果】保護者が安心して働くことができ、児童が放課後等の時間を安全・安心に過ごすことができる。	村
		英語指導助手招聘事業 【内容】児童生徒をはじめ村民の英語教育・学習の充実と海外の生活文化を学ぶため、友好関係にあるアラスカ・ジュノー市から英語指導助手を招聘する。 【必要性】国際化が進む中、世界の英語適応能力向上は最重要であることから必要である。 【効果】英語を使用したコミュニケーションの関心・意欲の向上、英語学習の質の向上、国際交流の推進を図ることができる。	村
		生徒海外体験学習事業 【内容】村内の中学生がアメリカを訪れ、異国の歴史、地理、生活文化など、体験を通して学習する。 【必要性】国際交流の推進や国際教育の強化は本村の課題であり、生徒の英語に関する関心・意欲の向上や友好関係にあるアラスカ・ジュノー市との関係発展にも寄与する。 【効果】ジュノー市の中学生やホストファミリーとの交流により生きた英語の学習と国際交流を進展することができる。また、この体験を機に英語への興味関心を更に引き出すことができる。	村
		学習支援体制構築事業 【内容】児童生徒が希望する進路に挑戦できるよう学習塾などの支援体制の充実を図る。 【必要性】年々難化する学習内容に対応するためには学校教育だけでなく放課後教育の充実が必要である。 【効果】児童生徒が学習を効率よく取組めるようになる。	村

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「西興部村公共施設等総合管理計画」及び同計画の考えに基づき策定される「西興部村個別施設計画」と整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

10 集落の整備

(1) 現状と問題点

現在の行政上の集落は下記表のとおり2市街地8集落となっている。農業集落では後継者不在により世帯数が激減し、集落内行事も単独では行えない地域もあり、コミュニティ活動が停滞しないような対策が必要である。

定住の促進を図るため宅地造成を行い、分譲を進めているが、残りの区画が少なくなっていることから、新たな造成を検討する必要がある。

<集落の状況>

(単位：人)

集落名	西興部	上興部	奥興部	札 滑	東 興	忍路子	七 重	中興部	中 藻	上 藻	合 計
人 数	584	230	28	16	12	20	101	13	17	25	1,046

(住民基本台帳 令和3年3月末現在)

(2) その対策

- ア 地域づくり懇談会等で集落の課題を聞き取りし、集落と連携・協力して解決策を検討する。
- イ コミュニティ活動の促進に向け、住民及び地域が自主的・主体的に行う活動に支援する。
- ウ 地域における定住を促進するため、新たな分譲地の整備を行う。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備	定住促進団地整備事業 4区画	村	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
	集落整備	美しく住みよい活力あるむらづくり応援事業 【内容】住民及び地域の自主的・主体的な活動を助長するため、事業費の一部を支援する。 【必要性】地域力を高めるためには、住民及び地域の自主的・主体的な活動が必要不可欠である。 【効果】集落の持続に寄与する。	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「西興部村公共施設等総合管理計画」及び同計画の考えに基づき策定される「西興部村個別施設計画」と整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

地域文化の振興施設は、公民館をはじめ手工芸施設「創夢館」等もあり、一応の整備が行われている。特に、「創夢館」木工室については、木工愛好者による利用の他に森の美術館「木夢」等で販売する木工品の生産施設として、また、木工クラフトマンにとっての「工房」としての役割を担っている。

しかし、各種団体・サークル活動については、会員の固定化と高齢化に対する悩みが聞かれ、活動を担う新会員の加入が課題となっている。このため、村民がいつでも積極的に文化活動に参加できるための条件整備や、創造力を育む質の高い芸術・文化の鑑賞機会の拡充を図ることが必要となっている。

現在、森の美術館「木夢」を拠点に、年3回の「ウッディスクール」のほか、「森の匠展」などを通じて、「手づくり木のおもちゃ」文化や「木のぬくもり」等の「木育」に関する情報を発信している。また、木工をテーマに、西興部村の新しい文化の創造を目標とした「クラフトマンビレッジ構想」の実現に向け、木工指導員を配置し、木工愛好者に対する技術指導等を実施している。

森の美術館「木夢」の入館者については、近年、近隣市町に類似施設等が整備されたことなどにより減少傾向にある。このため、魅力のあるソフト事業の実施や木の温もりを感じる遊具の設置などにより、類似施設と違いのある「子育て支援施設」として運営することが課題となっている。

<地域文化振興施設>

施設名	施設の内容
創夢館	木工、陶芸、鹿皮クラフト
郷土館	地域文化財の保存・展示
郷土館収蔵庫	地域文化財の保存
興楽園「茶室」	茶道、華道
鉄道資料館	旧 J R 上興部駅の資料展示
公民館	和室、視聴覚室、図書室
森の美術館「木夢」	木の遊園地、トイシアター「木夢の島」、木工室
フラワーパーク「花夢」	花工房、草木染め、ドライフラワー、食品加工

(村資料)

(2) その対策

- ア 芸術・文化活動の振興のため、村民による団体・サークル活動を支援し、活性化を図るとともに、団体・サークル活動を推進するリーダーの養成に努める。
- イ 村民が芸術文化を享受し、豊かな感性を培うために芸術文化の鑑賞機会の拡充に努める。
- ウ 村民による文化活動の発表機会の充実を図る。
- エ 「クラフトマンビレッジ構想」については、「木の生活文化」の魅力を村内外に発信しながら、村内において各種木工教室を開催し「木の生活文化」を普及するとともに、「創夢館」木工室を「共同工房」として位置づけ、村外の木工家の移住を呼びかける。
- オ 「木夢」については、ウッディスクールや「木の匠展」などを引続き開催するとともに、常設展示や大型遊具の入替え等を行い、魅力ある運営に努める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設	森の美術館「木夢」整備事業 施設改修	村	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
	地域文化振興	地域文化財アーカイブ事業 【内容】森の美術館「木夢」収蔵の木のおもちゃ等の作品、郷土館収蔵の郷土資料をはじめ、西興部村の特色ある地域文化財をデジタルアーカイブ化する。 【必要性】地域文化財の整理、正しい管理と情報保管、PRのための情報開示のためデジタルアーカイブ化が必要である。また、ICT教育を推進する上で、地域学習教材として地域文化財・文化資源についての情報効率化が求められている。 【効果】地域文化財の情報が整理され、担当替え等があった場合にも正しい管理が行える。地域文化財の情報開示により特色ある村の魅力を伝えるPRが可能になる。ICT教育現場において、より能動的な地域学習の推進が可能となる。	村	
	木のおもちゃ公募展事業 【内容】手づくり木のおもちゃ作品の公募展を開催する。 【必要性】手づくり木のおもちゃ文化の発展のため作品を制作・発表する機会が必要である。木育と手づく	村		

		<p>り木のおもちゃ文化の中心として施設が認知されるため、作品と作家を集める工夫が求められる。</p> <p>【効果】全道・全国で精力的に活動する木工・木のおもちゃ作家とその作品が集まることで、西興部を中心とした文化推進が図られる。PRとしての話題性も高く、村及び施設の知名度向上に寄与する。</p>		
--	--	--	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「西興部村公共施設等総合管理計画」及び同計画の考えに基づき策定される「西興部村個別施設計画」と整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

1 2 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現状と問題点

地球温暖化対策は、地球規模で取り組まなければならない状況であり、国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言した。これに伴い地球温暖化対策推進法などにおいて、市町村においても地球温暖化対策へ取り組むよう記されている。

本村では、これまで再生可能エネルギーの利用促進を図るため、太陽光パネルの設置に対する支援制度を創設し普及を図ってきた。

基幹産業である酪農業における諸課題解決と地域経済の活性化、災害に強いまちづくりを目指し、畜産バイオガス発電事業にも取り組んでおり、近隣6市町村により北オホーツク地域循環共生圏構築協議会を設置し、地域内におけるエネルギー循環の可能性について調査を行っている。

道の事業を活用した試算の結果、地理的要件から様々な再生可能エネルギーのポテンシャルが他の地域と比べて低い状況であり、実用化に当たっては費用対効果を十分考慮する必要がある。

(2) その対策

ア 地域の特性に合った再生可能エネルギーの利活用を検討する。

イ 太陽光パネルの設置に対して支援を行う。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の 推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
	再生可能エネルギー利用	太陽光発電補助事業 【内容】村内の住宅に太陽光エネルギーを利用した住宅用発電システムを設置する者に対し補助する。 【必要性】環境への負荷の少ない新エネルギーの普及を促進し、地域における環境保全を図る必要がある。 【効果】環境負荷の軽減が図られる。	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「西興部村公共施設等総合管理計画」及び同計画の考えに基づき策定される「西興部村個別施設計画」と整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

過疎地域持続的発展特別事業一覧表

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業			当該施策は地 域の持続的発 展に資するも のであり、そ の効果は将来 に及ぶもので ある。
	人材育成	美しく住みよい活力あるむらづく り応援事業 【内容】住民の自主的・主体的な活動 を助長するため、事業費の一部を支援 する。 【必要性】地域人材の力を高めるため には、住民の自主的・主体的な活動が 必要不可欠である。 【効果】地域の活性化に寄与する。	村	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	第1次産業	酪農ヘルパー利用負担軽減補助金 【内容】酪農家が冠婚葬祭や突発的な 事故など、休日確保のため酪農ヘル パーを要請する事業で、運営主体である 酪農ヘルパー利用組合に村が支援す る。 【必要性】酪農は年中無休と家族労働 主体の経営が多く、ゆとりある酪農経 営と生活の向上や後継者対策などと して、酪農家が抱く将来の生活への不安 を解消するため必要不可欠である。 【効果】過労からの事故防止、心のゆ とりや生活の向上など、酪農の安定的 発展に資する。	村	
		新規就農者支援事業補助金 【内容】村内で新規就農者する者に対 して、奨励金や就農資金の一部及び営 農開始後5年間の農地や施設リース料 などを支援する。 【必要性】酪農を始めるには、多額の 投資が必要となるため、一定の投資額 を抑えることにより、新規就農を可能 とする必要がある。 【効果】新規就農を推進することによ り、農家戸数の維持、酪農の振興が図 られる。	村	
		新規就農者確保対策事業補助金 【内容】村内で新規就農を希望する就 農研修生を受け入れ、技術・経営指導 を行う受け入れ農家に対して補助す る。 【必要性】経営継承するには、受け入 れ農家の乳牛の飼養管理技術、経営方 法を習得する必要がある、経営継承を 滞りなく進めるため受け入れ農家を支 援する。	村	

		【効果】受け入れ農家の負担軽減により、新規就農希望者が滞りなく経営継承することができる。	
	商工業・6次産業化	西興部村中小企業等ふるさと創造支援事業補助金 【内容】村内での新規事業の創出の促進や起業などの取り組み、中企業等の経営基盤強化支援のため、新たに起業を目指す者や中小企業等に対して、予算の範囲内で事業経費の一部を助成する。 【必要性】過疎化が進む中、地域活性化を図るため、新たな産業興し、雇用の創出が求められている。 【効果】新たな産業及び雇用の創出が図られ、本村経済の活性化が期待できる。	村
	観光	活性化センター森夢運営補助金 【内容】第三セクター株式会社リムが指定管理者として管運営している活性化センター・ホテル森夢の運営に対して村が支援する。 【必要性】民間の宿泊施設がないことから、活性化センター・ホテル森夢は、観光・交流の核となる施設として、村が経営支援し継続的に運営する必要がある。また、村民の憩いの場や交流の場、地域の雇用の場としても重要で、運営補助は必要不可欠である。 【効果】活性化センター・ホテル森夢の運営の安定化が図られ、滞在型観光・交流を推進することができる。また、村民の交流が図られるとともに、雇用の場が確保されるなど地域の活性化に資する。	村
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業		
	情報化	地域情報化推進事業 【内容】難視聴地域であるため村が整備した光回線を各家庭等に引き込み視聴を可能にする。また、行政情報等を独自に放送している。 【必要性】テレビ視聴と行政情報を周知するために必要である。 【効果】難視聴の解消や行政情報の提供が図られる。	村
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業		
	公共交通	オホーツク紋別空港利用促進助成事業 【内容】オホーツク紋別空港を利用した村民や村民と同一生計にある学生、道外の者で当村ホテルに宿泊した者に航空機利用料の一部を助成する。 【必要性】オホーツク紋別空港の利用促進と村民の負担軽減、観光振興を図るために助成する必要がある。	村

		<p>【効果】北海道外からの交流人口の拡大を図り、村の活性化を図る。</p> <p>村営バス等運行事業</p> <p>【内容】集落と市街地を結ぶ路線、通院、通学（園）、入浴など、交通弱者の日常生活に足の確保として村営バスを運行する。</p> <p>【必要性】交通手段を持たない住民にとって日常生活を送る上でバスの運行は必要である。</p> <p>【効果】交通弱者の足が確保され、地域に住み続けることに繋がる。</p>	村
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業		
	生活	<p>持家建設奨励補助金</p> <p>【内容】村内に住宅を建設する場合、補助金として1棟定額200万円や子ども加算等合わせて交付する。また、村の指定した宅地に建設した場合は、10年間土地使用料を無償とする。</p> <p>【必要性】生活環境の向上と村民の定住を図るため、村民の持家建設を促進する必要がある。</p> <p>【効果】村民の生活環境の向上と定住が促進される。</p>	村
		<p>快適住宅リフォーム補助金</p> <p>【内容】老朽化住宅に対し、リフォーム費用の一部を補助し、快適な住環境を維持する。</p> <p>【必要性】快適な住環境で過ごせるよう支援する必要がある。</p> <p>【効果】住み慣れた自宅等に愛着を持って、引き続き長く住んでもらい、安心して住みよい村づくりに寄与する。</p>	村
		<p>西興部村雇用促進住宅建設奨励補助</p> <p>【内容】従業員のための住宅建設又は取得した住宅を改修する企業等に助成する。</p> <p>【必要性】民間賃貸住宅がほとんどないことから、企業等が従業員を確保するには住宅等を確保する必要がある。</p> <p>【効果】雇用の確保と安心して住みよい村づくりに寄与する。</p>	村
	環境	<p>我が村は美しく事業補助金</p> <p>【内容】住民が主体となって花植や自宅周辺の草刈りなど環境整備を行う。</p> <p>【必要性】景観形成を図るため、環境美化活動が必要である。</p> <p>【効果】来訪者へのおもてなしや地元愛が育まれる。</p>	村
	危険施設撤去	<p>遊休施設等撤去事業</p> <p>【内容】利用見込みがなく老朽化した公共施設が景観の阻害や冬期間の積雪による崩壊の可能性がある、危険である。</p> <p>【必要性】利用見込みがない建物は、</p>	村

		地域の安全安心、景観保全のため除却が必要である。 【効果】地域の安全安心と景観保全が保たれる。		
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	エンゼル祝い金事業 【内容】少子化対策における子どもの出産及び子育てを第1子誕生から支援する。 【必要性】少子化が国の問題となる中、子育て世帯には金銭的事情から子作りを諦めてしまうことも考えられる。 【効果】子育て世帯を経済的に支援することにより、子どもを産み育てやすい環境が整えられる。	村	
		子ども医療無料化事業 【内容】18歳までの子どもの医療費を全額助成する。 【必要性】少子化対策として、子どもたちが安心して必要な医療が受けられるよう、子育て世帯の負担の軽減が必要である。 【効果】子育て世帯の負担軽減が図られる。	村	
	高齢者・障害者福祉	高齢者等福祉入浴事業 【内容】健康の増進と生きがいの充実を図ることを目的として、70歳以上の高齢者等にホテル森夢の無料入浴券を交付する。 【必要性】高齢者が健康で生きがいのある生活が送れるよう各種サービスの提供など総合的な支援が求められている。 【効果】高齢者の孤独感を和らげ、健康保持・増進と生きがいの充実が図られる。 高齢者世帯除雪サービス事業 【内容】65歳以上の高齢者の方で、心身に障害を持たれている方で近隣に支援を受けられない場合や母子世帯を対象にベランダ等の除雪支援をする。 【必要性】雪の多い当村では、除雪サービスが必要不可欠である。 【効果】ベランダ等を除雪することにより、安心安全な冬期間を過ごすことができる。 在宅元気生活支援事業 【内容】施設に入所することなく、自宅で元気に生活していただくために、デイサービス及びホームヘルプサービスを利用する方々の介護保険1割負担分を補助する。 【必要性】デイサービス利用に抵抗がある人も、利用するハードルを下げることにより、サービスを開始するきっかけになる。 【効果】気軽にデイサービスを利用す	村	

		ることにより、金銭的負担のみならず、家族の精神的負担の軽減にもつながる。	
		高齢者等医療通院費助成事業 【内容】 70歳以上の高齢者が村内の医療機関を受診するためのバス料金を補助するとともに、75歳以上の高齢者が紋別・名寄圏内の村外医療機関を受診する際にも、月1回1/2を補助する。 【必要性】 移動手段を持たない高齢者は、医療費の他に通院にかかる金銭負担が発生する。 【効果】 通院時のバス利用料金を補助することにより、高齢者の経済負担の軽減が図られる。	村
		にしおこっぺ福祉会奨学金支援事業補助金 【内容】 社会福祉法人にしおこっぺ福祉会で運営する老人福祉施設・障害者支援施設に従事する人材を育成するため、専門学校等で介護福祉士等の資格を取得し、将来にしおこっぺ福祉会に就職を希望する方に対する就学金及び施設に就職しようとする者に就職準備資金を貸与する。 【必要性】 全国的に介護職の人材が不足している中、当村の施設に就職する人材を確保する必要がある。 【効果】 福祉施設の人材を外部から確保でき、施設運営に活かせる。	社会福祉法人
		にしおこっぺ福祉会施設運営支援事業補助金 【内容】 社会福祉法人にしおこっぺ福祉会が運営する老人福祉施設・障害者支援施設を安定的に経営できるよう必要に応じて経営支援を行う。 【必要性】 利用者が安心して生活できるよう、収入不足が発生した場合は経営内容を踏まえて運営経費を支援する必要がある。 【効果】 福祉施設を安定して経営することができる。	社会福祉法人
	健康づくり	元気回復入浴事業 【内容】 村民の健康と福祉の増進を図るため、ホテル森夢での入浴料を半額とし、この割引相当分について村が補助するもの。 【必要性】 高齢者や障害者に限らず、広く村民を対象とした健康増進事業を実施することにより、健康に対する意識の高揚が期待できる。 【効果】 村民の健康増進と健康に対する意識高揚が図られ、将来にわたり、安全に安心して暮らすことができる生活環境の充実が図られる。	村
		任意予防接種助成事業 【内容】 高齢者(65歳以上)肺炎球菌ワクチン接種及び子宮頸がん予防接種等の接種費を全額助成する。	村

		<p>【必要性】病気の発症や重症化を防ぎ、住民の健康維持を図るとともに、予防医療の充実による医療費の抑制を図るため、予防接種費用を助成し、全員が予防接種を受ける環境をつくる必要がある。</p> <p>【効果】病気の発症や重症化が予防され、住民の健康維持が図られる。また、予防医療の充実により医療費が抑制される。</p>	
	その他	<p>人工透析患者通院交通費補助金</p> <p>【内容】じん臓機能に障害を有する者が、人工透析療法を受けるために要した医療機関への通院交通費について補助する。</p> <p>【必要性】人工透析療法を受けるためには、名寄市又は紋別市の医療機関まで通院が必要で、交通費負担が通院患者にとっては大きな負担となっており、支援が求められている。</p> <p>【効果】当該補助を実施することにより、地域医療の確保が図られ、将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に資するものである。</p>	村
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業		
	自治体病院	<p>診療所運営事業</p> <p>【内容】村立西興部厚生診療所及び歯科診療所の運営管理。</p> <p>【必要性】村には一次医療を担う民間の医療施設が皆無で、唯一の診療施設として、村が運営管理する必要がある。</p> <p>【効果】地域医療を確保することにより、住民の安全・安心な暮らしを確保される。</p>	村
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業		
	義務教育	<p>学校給食無償化事業</p> <p>【内容】学校給食に関する保護者の負担軽減を図る。</p> <p>【必要性】少子化・定住化対策として、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る必要がある。</p> <p>【効果】子育て世帯の教育費負担の軽減が図られ、子どもを生き育てやすい環境づくりに寄与する。</p>	村
	高等学校	<p>高等学校通学費等補助金</p> <p>【内容】バス利用により通学する生徒及び他市町村で下宿等により通学する生徒に補助金を支給する。</p> <p>【必要性】本村には高校がないことから、中学卒業後、進学する場合は村外の学校へ行くことになり、通学費若しくは下宿費が保護者にとって大きな負担となっており、負担の軽減が求められている。</p>	村

		【効果】子育て世帯の教育費負担の軽減が図られる。	
	その他	<p>学童保育運営事業</p> <p>【内容】小学生全学年を対象に西興部地区・上興部地区の2ヶ所で放課後・休日に学童保育事業を実施。</p> <p>【必要性】共働き・一人親家庭の増加等に伴い、放課後の児童の安全確保を図るために必要。</p> <p>【効果】保護者が安心して働くことができ、児童が放課後等の時間を安全・安心に過ごすことができる。</p>	村
		<p>英語指導助手招聘事業</p> <p>【内容】児童生徒をはじめ村民の英語教育・学習の充実と海外の生活文化を学ぶため、友好関係にあるアラスカ・ジュノー市から英語指導助手を招聘する。</p> <p>【必要性】国際化が進む中、世界の英語適応能力向上は最重要であることから必要である。</p> <p>【効果】英語を使用したコミュニケーションの関心・意欲の向上、英語学習の質の向上、国際交流の推進を図ることができる。</p>	村
		<p>生徒海外体験学習事業</p> <p>【内容】村内の中学生がアメリカを訪れ、異国の歴史、地理、生活文化など、体験を通して学習する。</p> <p>【必要性】国際交流の推進や国際教育の強化は本村の課題であり、生徒の英語に関する関心・意欲の向上や友好関係にあるアラスカ・ジュノー市との関係発展にも寄与する。</p> <p>【効果】ジュノー市の中学生やホストファミリーとの交流により生きた英語の学習と国際交流を進展することができる。また、この体験を機に英語への興味関心を更に引き出すことができる。</p>	村
		<p>学習支援体制構築事業</p> <p>【内容】児童生徒が希望する進路に挑戦できるよう学習塾などの支援体制の充実を図る。</p> <p>【必要性】年々難化する学習内容に対応するためには学校教育だけでなく放課後教育の充実が必要である。</p> <p>【効果】児童生徒が学習を効率よく取組めるようになる。</p>	村
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業		
	集落整備	<p>美しく住みよい活力あるむらづくり応援事業</p> <p>【内容】住民及び地域の自主的・主体的な活動を助長するため、事業費の一部を支援する。</p> <p>【必要性】地域力を高めるためには、住民及び地域の自主的・主体的な活動</p>	村

		が必要不可欠である。 【効果】集落の持続に寄与する。	
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業		
	地域文化振興	<p>地域文化財アーカイブ事業</p> <p>【内容】森の美術館「木夢」収蔵の木のおもちゃ等の作品、郷土館収蔵の郷土資料をはじめ、西興部村の特色ある地域文化財をデジタルアーカイブ化する。</p> <p>【必要性】地域文化財の整理、正しい管理と情報保管、PRのための情報開示のためデジタルアーカイブ化が必要である。また、ICT教育を推進する上で、地域学習教材として地域文化財・文化資源についての情報効率化が求められている。</p> <p>【効果】地域文化財の情報が整理され、担当替え等があった場合にも正しい管理が行える。地域文化財の情報開示により特色ある村の魅力を伝えるPRが可能になる。ICT教育現場において、より能動的な地域学習の推進が可能となる。</p>	村
		<p>木のおもちゃ公募展事業</p> <p>【内容】手づくり木のおもちゃ作品の公募展を開催する。</p> <p>【必要性】手づくり木のおもちゃ文化の発展のため作品を制作・発表する機会が必要である。木育と手づくり木のおもちゃ文化の中心として施設が認知されるため、作品と作家を集める工夫が求められる。</p> <p>【効果】全道・全国で精力的に活動する木工・木のおもちゃ作家とその作品が集まることで、西興部を中心とした文化推進が図られる。PRとしての話題性も高く、村及び施設の知名度向上に寄与する。</p>	村
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業		
	再生可能エネルギー利用	<p>太陽光発電補助事業</p> <p>【内容】村内の住宅に太陽光エネルギーを利用した住宅用発電システムを設置する者に対し補助する。</p> <p>【必要性】環境への負荷の少ない新エネルギーの普及を促進し、地域における環境保全を図る必要がある。</p> <p>【効果】環境負荷の軽減が図られる。</p>	村

《西興部村過疎地域持続的発展市町村計画 更新履歴》

- ・ 令和3年9月 策定
- ・ 令和4年4月 変更
- ・ 令和5年5月 変更
- ・ 令和6年3月 変更